

# 規制の特例措置の実施状況に関する調査

－平成 18 年度下半期－

(構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)

## 結果報告書

平成 18 年 11 月

総務省行政評価局

# 目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	2
1	調査結果の概要	2
2	規制の特例措置別の調査結果	7
	〔総務省〕	
(1)	411 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	8
	〔法務省〕	
(1)	512 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業	15
	〔厚生労働省〕	
(1)	933 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	28
	〔農林水産省〕	
(1)	1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業	41
	〔国土交通省〕	
(1)	1218 地域特性に応じた道路標識設置事業	52
(2)	1219 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	64

# 第1 調査の目的等

## 1 目的

この調査は、構造改革特別区域推進本部評価委員会からの依頼に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、特区としての実施が低調となっている原因・理由等について調査を行い、評価委員会における評価活動に資するため、実施したものである。

## 2 対象機関等

### （1）調査対象機関

総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

### （2）関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体、事業者等

### （3）調査対象特例措置

規制の特例措置（以下「特例措置」という。）の第7次提案募集（募集期間：平成17年6月）の結果認められた特例措置等で、第10回認定申請（申請受付期間：平成18年1月～2月）から適用可能となった9特例措置のうち、評価委員会から調査依頼のあった6特例措置

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）  
四国行政評価支局

## 4 調査の実施方法

行政評価局、管区行政評価局及び四国行政評価支局が、①特例措置に係る提案を行った地方公共団体等、②特区の認定を受けた地方公共団体、③全都道府県の概況調査結果等を基に特例措置の関連団体等を実地に調査

## 5 実施時期

平成18年9月～10月

## 第 2 調 査 結 果

### 1 調査結果の概要

#### (1) 調査対象とした特例措置

特例措置の第7次提案募集（募集期間：平成17年6月）の結果認められた特例措置等で、第10回認定申請（申請受付期間：平成18年1月～2月）から適用可能となった9特例措置のうち、評価委員会から調査依頼のあった6特例措置を今回の調査対象としている。

調査対象とした特例措置一覧

所管省庁名	特例措置番号	特 例 措 置 名	提案数	実施数
総務省	411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	1	1
法務省	512	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業	1	3
厚生労働省	933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	1	0
農林水産省	1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	1	0
国土交通省	1218	地域特性に応じた道路標識設置事業	1	1
	1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	1	1

- (注) 1 「提案数」には、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体等の数（複数の団体等の共同提案による場合は1とする。）を計上している。
- 2 「実施数」には、当該特例措置を活用した特区計画の認定数（複数の団体の共同申請による場合は1とする。）を計上している。
- 3 実施数は、平成18年10月末現在のものである。

## (2) 特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等

調査した6特例措置のうち、5特例措置については、特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等は、特例措置の内容及び実施主体側の事情によるものと考えられる。

### ア 特例措置 411「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業」 (平成18年10月末現在の特区としての実施数：1)

#### <調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会（ニーズが有るとの回答無し）
- ・ 本特例措置の提案主体（認定申請主体）の富山県及び南砺市のほか、本特例措置の要件に該当すると考えられる劇場等の管理者、運営等の委託を受けている法人等（6地方公共団体、5財団法人等）を実地に調査

#### <実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等としては、以下のことが考えられる。
  - ① 劇場等の関係者は、火災等の非常時には従来設置している誘導灯が一般に知られているため、より安全であると考えていること。
  - ② 現行の消防法令においても上演中は誘導灯を消灯することができるなど、現在使用している誘導灯について芸術性を損なうなどの特段の不都合がないこと。
  - ③ 誘導灯に替えて代替照明を設置し、そのことを周知しなければならないが、そのためのコストを要すること。
  - ④ 本特例措置の活用が可能な劇場等はかなり小規模であり、また、2階以上の階や地階に設置される劇場等も多いため、本特例措置の要件となっている避難階についての要件（直接地上へ通ずる出入口のある階（通常は1階）に所在すること）及び床面積についての要件を満たす劇場等の数が少ないとみられること。

### イ 特例措置 933「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」 (平成18年10月末現在の特区としての実施数：0)

#### <調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体の愛媛県、上記照会により活用予定等の情報が得られた高知県及び福井県あわら市のほか、木造建築施設を推進するなどしている11地方公共団体及び特別養護老人ホーム等の新設・建て替えの予定のある6法人を実地に調査

#### <実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、今回調査対象とした法人等は以下のことを挙げており、耐火建築物を設置する法人等が多いことが考えられる。
  - ① 準耐火建築物を選択した場合、火災等が発生した時の入所者等の安全性が

懸念されること。

- ② 木材を多用する場合の建築コストや修繕等の維持コストが割高となること。
- ③ 経営効率性等から3階建て以上の建物を建築するため、耐火建築物とせざるを得ないこと。

一方、調査した地方公共団体等の中には、調査日時点（平成18年10月）において特区認定を申請中のところ（高知県）や、特区認定の申請を検討しているところ（福井県あわら市）等もみられる。

#### ウ 特例措置 1010「地方競馬における小規模場外設備設置事業」

（平成18年10月末現在の特区としての実施数：0）

##### <調査対象及び調査方法>

- ・ 本特例措置の提案主体の愛知県（愛知県競馬組合）を実地に調査
- ・ 愛知県競馬組合を除く全国の14の地方競馬主催者のうち、8地方競馬主催者を実地に調査。残る6地方競馬主催者に対して、電話により本特例措置の活用予定の有無等を聴取

##### <実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置について、提案主体である愛知県（愛知県競馬組合）は、具体的な候補地について調査検討している段階であり、その結果、候補地について地元との調整の目途が得られ次第、特区計画の認定申請を行う見込みであるとしている。

その他の地方競馬主催者においては、①厳しい経営状況から新たな投資が困難であること、②小規模場外設備の設置によって採算が取れるかどうか危惧していること、③小規模場外設備の設置に当たり最も時間を要する手続は、地域社会との調整であるが、本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しいと考えていることから、いずれも現時点では本特例措置の活用の予定はみられない。

#### エ 特例措置 1218「地域特性に応じた道路標識設置事業」

（平成18年10月末現在の特区としての実施数：1）

##### <調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体（認定申請主体）の金沢市、上記照会により本特例措置の活用見込みの情報が得られた2市町のほか、景観保護に積極的に取り組んでいる13市町村を実地に調査

##### <実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、調査した地方公共団体は、次のことを挙げている。
  - ① 住民からの要望等が無いことや、良好な都市景観の形成のためには道路標識の縮小のみでは効果が無い又は効果が限定的であると考えていること。
  - ② 道路標識を縮小すると視認性が損なわれ、安全面に懸念があること。
  - ③ 縮小した道路標識を設置するには、設置コストを要することや道路管理者との調整に多大な労力を要すること。

**オ 特例措置 1219「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」**

(平成 18 年 10 月末現在の特区としての実施数：1)

**<調査対象及び調査方法>**

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会（ニーズが有るとの回答無し）
- ・ 本特例措置の提案主体の新日本製鐵株式会社君津製鐵所並びに認定申請主体の千葉県及び木更津市を実地に調査
- ・ 保安基準に適合しない特殊大型車両を保有し、港湾に近接した事業所で製品を製造している鉄鋼関係の 10 民間事業者及び 2 港湾管理者を実地に調査

**<実施が低調な主な原因・理由等>**

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、特殊大型車両を使用して製品を輸送している民間事業者は以下のこと等を挙げており、本特例措置の適用条件に合致する事業者が少ないことが考えられる。
  - ① 製品の輸送は、自社の敷地に接する専用埠頭の利用のみで対応できているため、新たに公共埠頭等を利用する予定はなく、港湾道路を通行する必要がないこと。
  - ② 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないこと。

**(3) 今後、特区としての実施の増加が見込まれるもの**

調査した 6 特例措置のうち、1 特例措置については、今後、特区としての実施の増加が見込まれるものであった。

**○ 特例措置 512「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」**

(平成 18 年 10 月末現在の特区としての実施数：3)

**<調査対象及び調査方法>**

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体の福岡県及び飯塚市並びに認定申請主体の新潟市及び神戸市、上記照会により活用見込みの情報が得られた 4 地方公共団体のほか、外国企業の誘致活動に積極的に取り組んでいると考えられる 4 地方公共団体を実地に調査

**<利用が見込まれる理由>**

- ・ 本特例措置を適用した特区計画の認定は 3 件である。また、今回調査期間中に行われた特区計画の第 12 回認定申請（平成 18 年 9 月）において、新たに 3 件の申請があり、さらに、これら以外の地方公共団体の中にも、今後、本特例措置の活用の可能性を示唆するところもあることから、本特例措置については、今後、新たに特区で実施されることが見込まれる。

ただし、今回調査対象とした特区計画の認定を受けている地方公共団体又は新たに申請を行った地方公共団体は、外国企業の誘致を積極的に行うに当たり、特例措置により他の地方公共団体との差別化を図っているが、従来実施してい

た外国企業の誘致のための特例措置が全国展開されていくことから、引き続き他の地方公共団体との差別化を図るため、新たに本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行ったものである。

#### (4) 特例措置の手續等に関する意見

関係者から、特例措置の手續等に関する意見があった（2特例措置）。

##### ア 特例措置 512「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」

- ・ 本特例措置の手續等について、関係者から、以下の意見があった。

本特例措置に係る特区計画においては、地方公共団体の指定又は転貸借により施設の提供を受ける外国企業を特定する必要がある、また、特定されていない場合には、本特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記する必要があるとされている。このため、実際に本特例措置により施設の提供を受けようとする外国企業が特定された時点で、改めて、特区計画に当該企業の名称、所在地及び概要を記載する変更認定申請を行う必要がある。

特区計画変更手續及び変更認定後の在留資格認定証明書の交付までには、地方公共団体における内部手續、特区本部における変更認定手續及び法務省入国管理局における手續にそれぞれ1か月程度の期間を要し、合計で3か月程度の期間を要するものと思われ、短期で対応しなければならない外国企業誘致にはすぐわないのではないかと懸念している。

##### イ 特例措置 1219「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」

- ・ 関係者から、最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないことから、本特例措置の対象範囲について、港湾道路だけでなく当該一般道路の通行も可能となるよう拡大を望む意見があった。

## 2 規制の特例措置別の調査結果

# 調査結果の概要

## 特例措置 411「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業」

(平成 18 年 10 月末現在の特例としての実施数：1)

### < 現行規制の概要 >

劇場等の一定の防火対象物の関係者は、消防法施行令で定める技術上の基準に従って、誘導灯等の消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない。

### < 特例措置の概要 >

特区内において劇場等を設ける場合、下記の要件を満たす場合には、当該避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る消防法令の規定を適用しないことができることとする。

- 1 当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること。
- 2 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具（非常電源付）を避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。 等

### < 調査対象及び調査方法 >

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会（ニーズが有るとの回答無し）
- ・ 本特例措置の提案主体（認定申請主体）の富山県及び南砺市のほか、本特例措置の要件に該当すると考えられる劇場等の管理者、運営等の委託を受けている法人等（6 地方公共団体、5 財団法人等）を実地に調査

### < 実施が低調な主な原因・理由等 >

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等としては、以下のことが考えられる。
  - ① 劇場等の関係者は、火災等の非常時には従来設置している誘導灯が一般に知られているため、より安全であると考えていること。
  - ② 現行の消防法令においても上演中は誘導灯を消灯することができるなど、現在使用している誘導灯について芸術性を損なうなどの特段の不都合がないこと。
  - ③ 誘導灯に替えて代替照明を設置し、そのことを周知しなければならないが、そのためのコストを要すること。
  - ④ 本特例措置の活用が可能な劇場等はかなり小規模であり、また、2階以上の階や地階に設置される劇場等も多いため、本特例措置の要件となっている避難階についての要件（直接地上へ通ずる出入口のある階（通常は1階）に所在すること）及び床面積についての要件を満たす劇場等の数が少ないとみられること。

## 特例措置調査結果（４１１）

特例措置番号	411	
特例措置名	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	
現行規制の概要 (関係法令等の名称及び条項)	劇場等の一定の防火対象物の関係者は、消防法施行令で定める技術上の基準に従って、誘導灯等の消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない。 (消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条第1項第1号)	
特例措置の概要	特区内において劇場等を設ける場合、下記の要件を満たす場合には、当該避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る消防法令の規定を適用しないことができることとする。 1 当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること。 2 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具（非常電源付）を避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。等	
提案主体	富山県、 <sup>なんと</sup> 南砺市	
特例措置に係る 特区の認定状況	1件	
調査対象機関	規制所管省庁	総務省
	提案主体	富山県、南砺市
	認定申請主体	富山県、南砺市（舞台芸術特区TOGA）
	ニーズ調査	地方公共団体 52（うち電話等による概況調査 46）、地方公共団体以外の施設管理者等 5
	その他	－
調査結果		
<p><b>1 特例措置の適用等の状況（平成18年10月末現在）</b> 本特例措置に係る提案は1件（富山県及び南砺市）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数も1件（富山県及び南砺市）である。</p> <p><b>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</b> <b>（1）認定申請を行った背景事情、経緯等</b> 富山県の旧利賀村（平成16年11月に旧利賀村を含む8町村が合併して南砺市となった。）の上百瀬地区は、従来から合掌造り家屋を改造した劇場「利賀山房」や野外劇場等における舞台演劇の実施、世界演劇祭の開催など、活発な演劇活動が行われてきたが、平成6年7月の合掌造り劇場「新利賀山房」の完成を契機に、同年10月、同地区一帯は、県立利賀芸術公園として位置付けられ、以後、演劇等の芸術文化活動の拠点と</p>		

なるよう整備活用が進められ、国際的にも「演劇の利賀」として知られるようになった。

このような背景から、富山県及び南砺市は、「舞台芸術特区 T O G A」として、国際的な舞台芸術の人材育成などの専門的な創造・教育事業や、「演劇の利賀」にふさわしい舞台芸術空間の創造など、世界の舞台芸術の拠点づくりに取り組むため、特区に関する第7次提案募集（受付期間：平成17年6月1日から30日）において、以下のように4つの法律に係る規制の特例措置の提案を行った。

① 消防法（昭和23年法律第186号）

劇場の芸術性をより高めるため、一定の安全性を確保することを条件に、誘導灯に替わる代替措置を可能とする。

② 建築基準法（昭和25年法律第201号）

一定の安全性を確保することを条件に、合掌造りの内装等をそのまま活かし、劇場として利用することを可能とする。

③ 興行場法（昭和23年法律第137号）

興行場の許可が不必要な営業日数について、現行の「月4日」を「一定期間に一定回数」に柔軟化する。

④ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

舞台芸術による文化交流を目的に、「短期滞在」の在留資格で入国した外国人舞台芸術家等に対する謝礼支払いを可能とする。仮に不可能であれば、舞台芸術家の在留資格「興行」に係る入国手続を簡素化する。

これらのうち、認められた特例措置は、消防法の規制に係るもののみであったが、富山県及び南砺市は、本特例措置を活用することにより誘導灯及び誘導標識の設置が不要となり、合掌造り劇場の芸術性がさらに高まるとして、特区計画の第10回認定申請（受付期間：平成18年1月23日から2月1日）において本特例措置を活用した特区計画「舞台芸術特区 T O G A」の認定申請を行い、平成18年3月31日に認定を受けている。

## （2）実施されている事業の内容等

富山県から利賀芸術公園の管理・運営を委託されている財団法人富山県文化振興財団では、本特例措置を活用して、同公園内における劇場（新利賀山房、利賀山房及び利賀スタジオ）において、平成18年6月以降、誘導灯を設置せず、誘導灯に替わる代替措置として、代替照明（表面のパネルは周囲の素材や色と同じ木目とし、直径5ミリメートル程度の穴を5つ開け、青色発光ダイオードを取り付けたもの）を設置している。

また、財団法人富山県文化振興財団では、代替照明を設置したことを周知するため、チラシを1万枚作成し、観客等に配布している。

## （3）要件・手続等に関する意見等

本特例措置に関する要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとの意見は聞かれなかった。

### 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況

該当なし。

### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する調査結果の概要

今回、全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置の活用を予定している市町村等の有無等について照会した結果、本特例措置の活用を具体的に予定しているところはみられなかった。

このため、都道府県の文化振興担当部局等の情報を基に、本特例措置の要件に該当すると考えられる劇場等の管理者、運営等の委託を受けている法人等（地方公共団体（6）、財団法人等（5））を選定し、本特例措置の活用予定の有無等について調査した。

その結果、札幌市、福岡市及び札幌市内に所在する財団法人が本特例措置に関心を示している以外は、次のように安全性やコスト面の問題等の理由から、いずれも本特例措置を活用する予定はないとしている。なお、地方公共団体及び民間事業者等の個別の意見等については、別記のとおりである。

- ① 演劇等の上演前に、在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うとしても、火災等の非常時には従来設置している誘導灯の方が一般に知られているため、より安全と思われる。
- ② 現行の消防法令においても上演中は誘導灯を消灯することができる（注）など、現在設置している誘導灯に特段の不都合があるわけではなく、従来設置していた誘導灯を撤去し、新たに代替照明を設置するためのコストやそのことを周知するためのコストを考慮すると、本特例措置を活用するメリットが少ない。

（注） 避難口誘導灯及び通路誘導灯については、常時点灯が原則であるが、消防法施行規則（昭和36年省令第6号）第28条の3第4項第2号の規定により、劇場や映画館における上演中等、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り、消灯することができることとされている。

また、関係団体は、本特例措置の要件について、次のように述べている。

- ① 本特例措置の活用が可能な劇場等は、避難階（注）に所在することが要件となっているが、特に都市部においては1階に所在する劇場等が少ないと思われる。

（注） 本特例措置の活用が可能な劇場等は、「避難階」（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1号に規定する避難階）に所在することが要件となっている。なお、同条は、避難階を「直接地上へ通ずる出入口のある階をいう」と規定しているため、通常、本特例措置を活用するためには、劇場等が1階に所在することが必要となる。

- ② 本特例措置の活用が可能な劇場等は、「床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること」が要件となっているが、当該要件に合致する劇場等は、相当狭く、興行としては採算が取りづらいと思われる。

当局において、東京都内に所在する比較的小規模の劇場等が本特例措置の要件を満たすかについて3劇場等を調査した結果、これらの劇場等は、地階、2階及び5階に所在することから、いずれも本特例措置の要件を満たしていなかった。

## 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等は、以下のとおり、安全性やコスト面の問題等によるものと考えられる。

- ① 劇場等の関係者は、火災等の非常時には従来設置している誘導灯が一般に知られているため、より安全であると考えていること。
- ② 現行の消防法令においても上演中は誘導灯を消灯することができるなど、現在使用している誘導灯について芸術性を損なうなどの特段の不都合がないこと。
- ③ 誘導灯に替えて代替照明を設置し、そのことを周知しなければならないが、そのためコストを要すること。
- ④ 本特例措置の活用が可能な劇場等はかなり小規模であり、また、2階以上の階や地階に設置される劇場等も多いため、本特例措置の要件となっている避難階についての要件（直接地上へ通ずる出入口のある階（通常は1階）に所在すること）及び床面積についての要件を満たす劇場等の数が少ないとみられること。

ただし、調査対象機関の中には、演出効果が期待できることから、今後、本特例措置の活用を検討したいとするなど、本特例措置に関心を示しているところもみられた（2地方公共団体、1財団法人）。

## 《別記》地方公共団体等におけるニーズに関する意見等

本特例措置のニーズに関して、6 地方公共団体及び5 法人を実地に調査した。

その結果、札幌市、福岡市及び札幌市内に所在する財団法人は、本特例措置に関心を示している。残りの4 地方公共団体及び4 法人は、安全性やコスト面の問題等の理由から、いずれも本特例措置を活用する予定はないとしている。

### (1) 本特例措置に関心を示している地方公共団体 (2 団体)

(札幌市)

札幌市は、現時点での本特例措置の具体的な活用予定はないものの、同市が設置管理する小劇場(避難階床面積約140平方メートル、客席部床面積約70平方メートル、収容人数90名)について、本特例措置の活用による効果が期待できるものとして関心を示しており、今後、本特例措置の活用を検討したいとしている。

しかし、一方で、以下のとおり、本特例措置の要件の一つとなっている避難口への係員の配置及び誘導灯に替わる代替照明の設置は、本特例措置を活用する上での支障となるのではないかとしている。

- ① 本特例措置の要件では、上演中は避難口に係員を常駐させることとされており、当該劇場では現在の職員数(3人)では対応できないため、新たに2人から3人の人員を確保し3か所の避難口にそれぞれ配置しなければならないが、当該要員を確保するための予算措置が困難である。
- ② 本特例措置の要件では、誘導灯に替わる代替照明を設置することとされているが、当該劇場は小規模で、3か所の避難口のうちの1か所が直接屋外に通じており避難が容易である。非常時には、現在、照明調整室に常駐している職員(2人)が避難誘導に十分対応できると考えるが、仮に代替照明の設置が必要となれば、設置コストがかさんでくる。

(福岡市)

福岡市は、現時点での本特例措置の具体的な活用予定はないものの、代替照明の設置費用及び避難口へ配置する係員の確保が可能であれば、本特例措置の活用について検討する余地はあるとしている。

### (2) 本特例措置の活用予定がないとする地方公共団体 (4 団体)

(山形県、山形県南陽市、広島県廿日市市及び大分県日田市)

これらの地方公共団体では、次のことから、本特例措置のニーズはないとしている。

- ① 現行の消防法令においても上演中は誘導灯を消灯することができるなど、現行の消防法令に定める基準のままで特段の支障がないこと。
- ② 本特例措置を活用する場合には代替照明の設置や従業員を避難口に常駐させなければならないなどコストを要すること。

### (3) 本特例措置に関心を示している財団法人（1法人）

（札幌市内に所在する財団法人）

当該財団法人は、現時点において本特例措置を活用する具体的な予定はないものの、本特例措置により誘導灯の設置を要しないこととなれば演出効果上望ましく、今後、札幌市に対し、本特例措置を活用した特区の認定申請を要望していきたいとしている。

一方、当該財団法人は、代替照明の設置が必要となれば新たな設置費用が伴うこととなり、本特例措置の活用のための支障になるのではないかと、としている。

### (4) 本特例措置の活用予定がないとする財団法人（3法人）

（香川県東かがわ市内に所在する財団法人）

当該財団法人は、東かがわ市から人形劇場の運営を受託しているが、次のことから、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 誘導灯に替えて代替照明を設置することについて、観客に子どもが多いことから安全上のリスクが高く、保護者からのクレームも予想される。
- ② 本特例措置により演出上の効果が見込めるとは思わず、また、代替照明の設置費用の問題もある。

（福岡県内に所在する財団法人）

当該財団法人は、福岡県から劇場の管理を受託しているが、誘導灯に替わる代替照明の設置に要する費用を考慮すると、本特例措置を活用する予定はないとしている。

（北九州市内に所在する財団法人）

当該財団法人は、北九州市から劇場の管理を受託しているが、劇団関係者及び観客から本特例措置の活用について要望が多いことは想定できると述べているものの、同団体が管理を受託している劇場がビルの6階部分に所在することから、本特例措置の活用は難しいとしている。

### (5) 関係団体

（社団法人全国公立文化施設協会）

当該協会は、次のことから、「当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること」の要件は、本特例措置を利用する上で、ネックになるのではないかと、としている。

- ① 「客席部の床面積が150平方メートル以下」の劇場というのは、相当狭く、興行としては採算が取れないと思われる。
- ② 地方における公立の文化施設は、劇場としてだけでなく、様々な用途に使用するため、小規模な劇場のみの建設は行わないと思われる。

また、都市部の劇場はビルの中に設置されているものが大部分であり、通常は2階以上の階に設置されることが多いと思われる。

# 調査結果の概要

## 特例措置 512「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」

(平成 18 年 10 月末現在の特区としての実施数：3)

### < 現行規制の概要 >

「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているが、新たに支店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設(注)である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなして、「企業内転勤」の在留資格を付与する。

(注) 地方公共団体又は地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の法人が保有する施設に限る。

### < 特例措置の概要 >

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象として特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。

### < 調査対象及び調査方法 >

- ・ 全都道府県(特区窓口)に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体の福岡県及び飯塚市並びに認定申請主体の新潟市及び神戸市、上記照会により活用見込みの情報が得られた4地方公共団体のほか、外国企業の誘致活動に積極的に取り組んでいると考えられる4地方公共団体を実地に調査

### < 利用が見込まれる理由 >

- ・ 本特例措置を適用した特区計画の認定は3件である。また、今回調査期間中に行われた特区計画の第12回認定申請(平成18年9月)において、新たに3件の申請があり、さらに、これら以外の地方公共団体の中にも、今後、本特例措置の活用の可能性を示唆するところもあることから、本特例措置については、今後、新たに特区で実施されることが見込まれる。

ただし、今回調査対象とした特区計画の認定を受けている地方公共団体又は新たに申請を行った地方公共団体は、外国企業の誘致を積極的に行うに当たり、特例措置により他の地方公共団体との差別化を図っているが、従来実施していた外国企業の誘致のための特例措置が全国展開されていくことから、引き続き他の地方公共団体との差別化を図るため、新たに本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行ったものである。

### < 本特例措置に関する意見 >

- ・ 本特例措置の手続等について、関係者から、以下の意見があった。

本特例措置に係る特区計画においては、地方公共団体の指定又は転貸借により施設の提供を受ける外国企業を特定する必要があり、また、特定されていない場合には、本特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記する必要があるとされている。このため、実際に本特例措置により施設の提供を受けようとする外国企業が特定された時点で、改めて、特区計画に当該企業の名称、所在地及び概要を記載する変更認定申請を行う必要がある。

特区計画変更手続及び変更認定後の在留資格認定証明書の交付までには、地方公共団体における内部手続、特区本部における変更認定手続及び法務省入国管理局における手続にそれぞれ1か月程度の期間を要し、合計で3か月程度の期間を要するものと思われ、短期で対応しなければならない外国企業誘致にはそぐわないのではないかと懸念している。

## 特例措置調査結果（512）

特例措置番号		512
特例措置名		地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業
現行規制の概要 (関係法令等の名称及び条項)		<p>「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているが、新たに出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。</p> <p>(入国・在留審査要領(平成15年9月10日法務省管在第5329号)第12編第2章第16節)</p>
特例措置の概要		<p>外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象として特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確実にであるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。</p>
提案主体		<p>福岡県、飯塚市</p> <p>(注) 福岡県及び飯塚市が第7次提案募集(平成17年6月)において本特例措置を提案する以前に、横浜市が第4次提案募集(平成15年11月)において同内容の特例措置を提案したが、特例措置として認められなかった。福岡県及び飯塚市の提案は、平成17年10月11日に特例措置として認められ、横浜市の提案も、構造改革特区に関する有識者会議における検討の結果、同年10月21日に特例措置として認められ、ともに本特例措置となっている。</p>
特例措置に係る特区の認定状況		3件
調査対象機関	規制所管省庁	法務省
	提案主体	福岡県、飯塚市
	認定申請主体	<p>① 新潟市(新潟市国際創業特区)</p> <p>② 神戸市(先端医療産業特区)</p> <p>③ 神戸市(国際みなと経済特区)</p>
	ニーズ調査	地方公共団体54(うち電話等による概況調査45)
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況(平成18年10月末現在)</p> <p>本特例措置に係る提案は1件(福岡県及び飯塚市)であり、本特例措置を適用した特区</p>		

計画の認定件数は3件（新潟市及び神戸市（2件））である。

なお、平成18年9月27日、本特例措置の提案主体である福岡県及び飯塚市は、本特例措置の追加を伴う「飯塚アジアIT特区」の変更認定の共同申請を行っている。また、同日、福岡県及び久留米市においても、本特例措置の追加を伴う「久留米アジアバイオ特区」の変更認定の共同申請を行っている。しかし、どちらも調査日時点（平成18年10月12日及び13日）では、まだ変更認定を受けていない。

## 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

### （1）特区認定を受けている地方公共団体

#### 【新潟市】

[新潟市国際創業特区]

#### ア 認定申請を行った経緯等

新潟市は、地域産業の活性化を図るため、市内企業等への支援策の一つとして、平成13年度から「新潟市新事業創出支援施設事業」（新たにIT系事業を創業しようとする個人や法人に対して、同市が民間から借り受けている施設を低額で転貸するもの）を実施しており、16年度からは、産業振興、雇用の確保の観点から、次のとおり、外国企業の誘致にも積極的に取り組んでいる。

① 新潟市は、平成16年10月、「外国企業支店等開設促進事業」（特例措置509）を活用した特区計画を申請し、同年12月、「新潟市国際創業特区」の認定を受けた（なお、特例措置509が平成17年9月に全国展開されたことに伴い、同年11月、「新潟市国際創業特区」は認定取消しとなった。）。

② 新潟市は、平成17年度には、新潟市内に新規に支店等を開設しようとする外国企業に対して、月額家賃の2分の1（限度額5万円、2年以内）を補助するなどの助成制度を創設したほか、対日投資に関心を持つ企業を発掘するため、中国のハルビン市等4都市において投資環境説明会を開催している。その結果、食品関連企業2社が新潟市内における支店等開設に関心を示したため、新潟市は、これら2社に対し、同市主催の産業見本市への招聘、市場調査等の支援を行うなど、同市への進出を働きかける誘致活動を展開している。

このような背景の下で、新潟市は、本特例措置により施設の提供を受ける外国企業が特定されていないものの、次のとおり、外国企業の誘致の際のセールスポイントとなるなどの理由から、特区計画の第10回認定申請（受付期間：平成18年1月23日から2月1日）において本特例措置を活用した特区計画「新潟市国際創業特区」の認定申請を行い、平成18年3月31日に認定を受けている。

① 現在誘致活動を行っている上記食品関連企業2社に対するセールスポイントとなり、また、当該2社が同市内に支店等を開設することとなった場合、その準備を容易にすることができる。

② 中国、韓国、ロシア等の日本海側の対岸諸国等から企業誘致を促進する際のセールスポイントとなる。

③ 外国企業の進出により産業の空洞化を和らげ、地域経済の活性化が図られる。

#### イ 実施されている事業の内容等

新潟市は、現在、中国の上記食品関連企業2社に対して同市内への誘致を働きかけているが、いまだ支店等の開設が決定しておらず、このため、本特例措置により「企業内転勤」の在留資格が付与された実績はない。

#### ウ 要件・手続等に関する意見等

新潟市は、本特例措置を適用して在留資格を取得する場合、次の理由から、最短でも2か月程度の期間を要することが懸念されるため、特区計画の変更認定手続等が迅速に行える措置の検討を要望している。

- ① 内閣官房構造改革特区推進室によると、本特例措置の適用を受けようとする外国企業が特定された場合、その名称、所在地及び概要を明示して、特区計画の変更認定申請を行う必要がある。変更認定申請は随時行えるものの、申請から認定を受けるまでに1か月程度の期間を要するものと思われる。
- ② 特区計画の変更認定を受けた後に、「企業内転勤」の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付申請を行うこととなるが、東京入国管理局新潟出張所では、在留資格認定証明書の交付申請から実際の交付までに一般的には1か月程度の期間を要している。

### 【神戸市】

[先端医療産業特区及び国際みなと経済特区]

#### ア 認定申請を行った経緯等

神戸市は、神戸経済再生を目指し、神戸の強みを活かした神戸らしい特区の創設に向けた検討を行うことを目的として、平成14年5月、地域の産学官の有識者を参集して「神戸経済特区研究会」を設置した。平成14年7月、同研究会の「神戸経済特区に関する提言」において、「先端医療産業特区」及び「国際みなと経済特区」の提案がなされ、神戸市は、これらの提案を受け、特区計画の第1回認定申請（受付期間：平成15年4月1日から14日）において、次の両特区計画の認定申請を行い、15年4月21日に認定を受けている。

##### ① 先端医療産業特区

神戸経済の活性化、市民の健康・福祉の向上、国際社会への貢献を目標として、平成11年3月に策定した「神戸医療産業都市構想」を推進するため、外国人研究者受入れ促進事業（特例措置501～503）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（同504）、国の試験研究施設の使用手続の迅速化事業（同704）等の7特例措置を活用

##### ② 国際みなと経済特区

従来から推進していた外国企業の誘致促進や港湾物流の活性化等を通じて、神戸のアイデンティティーである港の再生と港に連なる街の活性化を加速させるため、外国人研究者受入れ促進事業等の4特例措置を活用。その後、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（同507）等の3特例措置を追加

これらの特例措置のうち、現時点（平成18年10月末）までに、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（特例措置701）等の7特例措置については全国展開されて

おり、外国人研究者受入れ促進事業等の3特例措置についても、今後、全国展開が予定されている。

このように、従来、特区において実施していた特例措置が次第に全国展開されていく中で、神戸市は、本特例措置により施設の提供を受ける外国企業が特定されていないものの、次のとおり、特区を維持して他の地方公共団体との差別化を図るなどの理由から、特区計画の第10回認定申請（受付期間：平成18年1月23日から2月1日）において、本特例措置の追加を伴う「先端医療産業特区」及び「国際みなと経済特区」の変更認定申請を行い、平成18年3月31日に認定を受けている。

- ① 本特例措置は、外国企業の迅速な立ち上げと初期費用の低減を図れるものではないかとの期待感を持ったため、神戸市の将来を考えて、企業誘致に役立つ可能性があるものはできるだけ取り入れる必要がある。
- ② i)他都市との企業誘致競争の中で神戸市の熱意を示すためのアピール材料の一つとして特区を維持したい、ii)2つの特区は市の「神戸経済特区研究会」の審査を経て認定を受けたものであり継続していきたいと考えており、そのためには新しい特例措置を追加する必要がある。

#### イ 実施されている事業の内容等

「先端医療産業特区」及び「国際みなと経済特区」とも、調査日時点（平成18年10月10日）まで、本特例措置を活用して支店等を開設した外国企業がない。このため、本特例措置により「企業内転勤」の在留資格が付与された実績はない。

なお、神戸市は、両特区とも、特区計画の変更認定の申請時には日本への企業誘致について外国企業数社と協議をしていたが、誘致するまでには至らなかったとしている。

#### ウ 要件・手続等に関する意見等

神戸市は、内閣官房構造改革特区推進室から、特例措置を受けようとする外国企業が特定された時点で、当該企業名を特区計画に記載する計画変更を逐一行う必要があるとの説明を受けたとしている。しかし、この計画変更には、市の内部手続及び特区本部における変更認定手続等で3か月から4か月程度の期間を要するものと思われるため、短期で対応しなければならない外国企業誘致にはそぐわない点があるのではないかと述べている。

### (2) 特区認定の申請を行っている地方公共団体の状況

#### 【福岡県及び久留米市】

##### ア 久留米アジアバイオ特区の認定申請を行った経緯

福岡県及び久留米市は、従来から、久留米大学、バイオ関連企業等の産学官で取り組んでいた「福岡バイオバレープロジェクト」の加速化を図り、バイオ産業を中心にアジアのビジネス拠点の一翼を担うことを目的として、特区計画の第1回認定申請（受付期間：平成15年4月1日から14日）において、外国人研究者の受入れ等に係る3特例措置を活用した特区計画「久留米アジアバイオ特区」の認定申請を行い、平成15年4月21日に認定を受けている。

イ 本特例措置の認定申請を行った理由

福岡県及び久留米市は、平成 18 年 9 月 27 日、本特例措置の追加を伴う「久留米アジアバイオ特区」の変更認定の共同申請を行っている（なお、調査日時点（平成 18 年 10 月 13 日）で、まだ変更認定を受けていない。）。

変更認定の申請を行った理由は、以下のとおり、従来の特例措置では対象とされていなかった施設が対象となったこと及び特区を維持する必要があったことによるものである。

- ① 福岡県及び久留米市は、「久留米アジアバイオ特区」において、外国企業支店等開設促進事業（特例措置 509。現在は全国展開されている。）を実施していた。

同特区内には、久留米市が「ビジネスインキュベータ事業」（注）の対象施設としている「久留米ビジネスプラザ」が所在しているものの、同施設は、特例措置 509 の対象施設に該当していなかった。

しかし、「久留米ビジネスプラザ」は、高速インターネット回線を無料で使用できるなど I T に関するインフラを強化した施設であり、外国企業を誘致する施設として、より適当であるとみられた。このため、福岡県及び久留米市は、当該施設を外国企業の拠点とすることにより、特区への外国企業の誘致が円滑に進められるとして、本特例措置の追加を伴う「久留米アジアバイオ特区」の変更認定の共同申請を行ったものである。

（注） 第 3 セクター「久留米ビジネスプラザ」内の事務所を拠点として、活力あるベンチャー企業や新事業の創出を図ることを目的に、「久留米市産業振興奨励金」として賃借料の 2 分の 1 を 1 年間助成

- ② 福岡県及び久留米市は、現在、「久留米アジアバイオ特区」で実施している外国人研究者受入れ促進事業（特例措置 501～503）等 3 特例措置のうち、i)外国人研究者受入れ促進事業については平成 18 年 11 月に全国展開が予定されており、ii)特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（同 504）等の残り 2 特例措置は、外国人研究者受入れ促進事業を促進するための付随的なものであるため、主事業の外国人研究者受入れ促進事業が全国展開された場合には、特区内で実施する特例措置が全く無くなるので、特区として継続させるには、新たな特例措置が必要であったとしている。

### 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていなかった地方公共団体の状況

#### 【福岡県及び飯塚市】

##### （1）本特例措置に係る提案をした経緯等

福岡県飯塚市は、平成 14 年 1 月から、I T 分野における大学、研究機関、産業支援機関、企業等の集積を活かして、I T 産業の拠点化を図る「e-ZUKA トライバレー（飯塚市新産業創出支援）構想」を産学官一体となって推進するなど、I T 産業の振興に取り組んでいる。

また、その取組の一環として、外国企業の誘致を促進するため、特区計画の第 1 回認定申請（受付期間：平成 15 年 4 月 1 日から 14 日）において、福岡県と共同で、外国人研究者受入れ促進事業（特例措置 501～503）等の 7 特例措置を活用した特区計画「飯

塚アジア I T 特区」の認定申請を行い、平成 15 年 4 月 21 日に認定を受けている。

その後、福岡県及び飯塚市は、外国企業支店等開設促進事業（特例措置 509）等の 4 特例措置の追加認定を受けている。

これらの特例措置のうち、現時点（平成 18 年 10 月末）までに、外国企業支店等開設促進事業等の 8 特例措置については全国展開されており、外国人研究者受入れ促進事業等の 2 特例措置についても、今後、全国展開が予定されている。

飯塚アジア I T 特区内には、飯塚市が「飯塚市研究開発室使用料等助成要綱」（飯塚市内において起業を予定する者に対し、助成対象施設の使用料の 2 分の 1 を助成）により助成対象としている「福岡ソフトウェアセンター」等 3 施設が所在しているが、これらの施設は、民間企業が所有する施設であることなどから、外国企業支店等開設促進事業の対象とはならなかった。

このため、福岡県及び飯塚市は、特区に関する第 7 次提案募集（受付期間：平成 17 年 6 月 1 日から 30 日）において、上記 3 施設を事業所として使用する外国企業の職員に「企業内転勤」の在留資格が付与されるよう、次のとおり、在留資格要件の緩和を含む 3 つの特例措置の提案を行い、在留資格要件の緩和に係る提案のみが、平成 17 年 10 月 11 日、特例措置として認められた。

- ① 「企業内転勤」に関する在留資格要件の緩和
- ② 外国人の永住許可弾力化の適用要件の緩和
- ③ 「投資・経営」に関する在留期間の延長

## （２）本特例措置を適用した特区計画の認定申請が遅れた理由等

福岡県及び飯塚市は、平成 18 年 9 月、本特例措置に係る特区計画の認定申請を行っている（なお、調査日時点（平成 18 年 10 月 12 日）では、まだ変更認定を受けていない。）。

認定申請を行った理由は、次のとおり、特区を維持する必要があったこと等によるものである。

- ① 外国企業が支店等の開設準備を行う場合にあっても、特区への外国企業の誘致を円滑に進められるようにすることにより、他の国際ビジネス区域にはない外国企業に対する支援メニューを提供することが可能となり、他区域との差別化が図られること。
- ② 従来、特区において実施していた特例措置が次第に全国展開されていく中で、特区維持のためには新しい特例措置を追加する必要があったこと。

また、認定申請が遅れた理由は、次のとおり、本特例措置への意見に対する法務省の対応を待っていたこと等によるものである。

- ① 特例措置 512 については、事業を開始しない外国人の帰国についての地方公共団体の協力要件等、特例措置 509 にはなかった要件が付されているため、平成 17 年 11 月、福岡県及び飯塚市は、福岡県久留米市とともに、特例措置 512 の原案に対する意見（注）を提出したこと。

（注） 本特例措置を適用して入国した外国企業の職員が 3 か月以内に事業活動を開始しなかった場合に、地方公共団体が当該外国人の帰国旅費を調達するために必要な協力等、帰国するための協力をを行うこととする要件は地方公共団体に過度に責任を課すものであるとし

て、久留米市とともに、当該要件の削除を求める意見を提出したところ、平成 17 年 12 月、法務省は、地方公共団体が一定程度の責任を負うことは相当である旨の回答を提示  
さらに、特区に関する第 8 次提案募集（受付期間：平成 17 年 10 月 17 日から 11 月 16 日）において、福岡県及び久留米市が特例措置 512 の申請要件の緩和等を提案（注）し、これらに対する法務省の対応を待っていた。

（注） i)特区計画の認定を受けた後、新たな外国企業を誘致するたびに特区計画の変更認定を受けることを不要とする、ii)地方公共団体の出資比率が 2 分の 1 を下回る第三セクターについて本特例措置の適用対象とする、iii)本特例措置を適用して入国した外国企業の職員が 3 か月以内に事業活動を開始しなかった場合に、地方公共団体が当該外国人の帰国旅費を調達するために必要な協力等、帰国するための協力をを行うこととする要件を緩和するとの内容の提案を行ったところ、平成 18 年 2 月、法務省は、i)及びiii)については「特区として対応不可」、ii)については「全国的に対応（平成 18 年度中に対応）」との最終回答を提示

② 神戸市及び新潟市等、「飯塚アジア I T 特区」に類似する特区の認定を受けている地方公共団体の本特例措置の申請状況について、動向を見守っていたこと。

#### 4 その他の地方公共団体におけるニーズに関する調査結果の概要

今回、全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置の活用を予定している市町村等の有無等について照会した結果、愛知県、広島県、高松市及び福岡県久留米市において、本特例措置を活用する可能性があるとの回答があった。

このため、上記 4 地方公共団体及び外国企業の誘致活動に積極的に取り組んでいると考えられる 4 地方公共団体の計 8 団体を選定し、本特例措置の活用予定の有無等について実地に調査を行った。その結果、平成 18 年 9 月 27 日に、久留米市は、福岡県と共同で本特例措置の追加を伴う「久留米アジアバイオ特区」の変更認定の申請を行ったことが判明した（上記「1 特例措置の適用等の状況」参照）。

また、愛知県、広島県及び高松市は、本特例措置の活用の可能性があるとしている。

一方、本特例措置の活用予定はないとする地方公共団体は、その理由として、当該地方公共団体においては外国企業が支店等を開設する見込みがないこと、現在実施している各種助成制度で十分であると考えていることなどを挙げている。

なお、地方公共団体の個別の意見等については、別記のとおりである。

#### 5 本特例措置の今後の活用見込み等について

##### （1）活用見込み

本特例措置を適用した特区計画の認定は 3 件である。また、今回調査期間中に行われた特区計画の第 12 回認定申請（平成 18 年 9 月）において、新たに 3 件の申請があり（上記 2（2）及び 3（2）のほか、川崎市が神奈川県と共同で認定申請を行っている。）、さらに、これら以外の地方公共団体の中にも、今後、本特例措置の活用の可能性を示唆するところもあることから、本特例措置については、今後、新たに特区で実施されることが見込まれる。

ただし、今回調査対象とした特区計画の認定を受けている地方公共団体又は新たに申請を行った地方公共団体は、外国企業の誘致を積極的に行うに当たり、特例措置により

他の地方公共団体との差別化を図っているが、従来実施していた外国企業の誘致のための特例措置が全国展開されていくことから、引き続き他の地方公共団体との差別化を図るため、新たに本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行ったものである。

また、外国企業の職員が実際に本特例措置を活用して「企業内転勤」の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付を受けるためには、以下の意見のように、困難な面があるとしている。

## (2) 本特例措置の手続等に関する意見

本特例措置の手続等について、関係者から、以下の意見があった。

本特例措置に係る特区計画においては、地方公共団体の指定又は転貸借により施設の提供を受ける外国企業を特定する必要があるが、また、特定されていない場合には、本特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記する必要があるとされている。このため、実際に本特例措置により施設の提供を受けようとする外国企業が特定された時点で、改めて、特区計画に当該企業の名称、所在地及び概要を記載する変更認定申請を行う必要がある。

特区計画変更手続及び変更認定後の在留資格認定証明書の交付までには、地方公共団体における内部手続、特区本部における変更認定手続及び法務省入国管理局における手続にそれぞれ 1 か月程度の期間を要し、合計で 3 か月程度の期間を要するものと思われる、短期で対応しなければならぬ外国企業誘致にはそぐわないのではないかと懸念している。

## 《別記》地方公共団体におけるニーズに関する意見等

本特例措置のニーズに関して、8 地方公共団体を実地に調査した。

その結果、福岡県久留米市は現在、本特例措置を活用した特区計画の認定申請中であり（本文 2（2）参照）、愛知県、広島県及び高松市は、本特例措置の活用の可能性があるとしている。残りの 4 地方公共団体は、当該地方公共団体においては外国企業が支店等を開設する見込みがないこと等の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

### （1）本特例措置を活用する可能性があるとする地方公共団体（3 団体）

#### （愛知県）

愛知県は、これまでのところ本特例措置に対するニーズがなかったものの、平成 18 年 4 月に「愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター」（注 1）を設置したほか、同年 7 月に「愛知県外資系企業進出支援補助金制度」（注 2）を創設するなど、平成 18 年度から本格的に外国企業の誘致活動に取り組み始めたことから、今後、本特例措置を活用する可能性はあるとしている。

（注 1） 愛知県内への進出を希望する外国企業を支援するため、愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合、名古屋商工会議所等によって構成された団体。企業進出の際に必要な情報や各種相談等のサービスを無料で提供

（注 2） 愛知県内（名古屋市を除く。）に新たに進出するため、事業所開設準備を進める外国企業に対し、事業所開設準備経費の 2 分の 1（限度額 150 万円）を補助

#### （広島県）

広島県は、次のことから、本特例措置を活用する余地はあるとしている。

広島県内に新たに支店等を開設する外国企業の大半は、既に東京や大阪に支店等を有しており、日本国内に拠点のない外国企業が同県内に初めて支店等を開設するケースはまれである。しかし、新規国際航空路線及び国際貨物航路の開設に伴い、外国企業が広島県内に支店等を開設することが見込まれる。

#### （高松市）

高松市は、東京等に進出済みの外国企業の中には同市に進出したいとするものはあると思われるものの、日本国内に事業所のない外国企業が同市内に支店等を開設する可能性は非常に低いと思われるとしている。

しかし、高松市は、平成 18 年度から、「外国企業誘致地域支援事業」（外国企業をターゲットとし、高松市内中心部オフィスへの日本国内での広域的な支店機能を有する事業所の誘致活動等を行うもの）を実施しており、今後、成長分野の外国企業の中からターゲットとなる企業の発掘調査を行う過程において、拠点を確保したい意向を有する外国企業が現れた場合に本特例措置の活用を検討するとしている。

### （2）本特例措置の活用予定がないとする地方公共団体（4 団体）

#### （札幌市）

札幌市は、以下の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 外国企業が札幌市内に支店等を開設する需要が少ないこと。
- ② このため、現段階では、外国企業誘致の手段として、本特例措置が予定している「外国企業への民間施設の転貸」の手法を用いた支援をするまでの考えはないこと。

(仙台市)

仙台市は、以下の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 外国企業等の誘致活動を展開しているが、現在は、商品の共同研究開発の段階であり、外国企業が支店等を開設する段階までは至っていないこと。
- ② 外国企業の支店等に供する施設としては、市が所有する施設を提供することとしている。このため、日本国内に事業所が存在しない外国企業が支店等を開設することとなった場合、本特例措置を活用しなくとも、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格が付与されることが可能であること。

(横浜市)

横浜市は、現在、市内全域を対象として、国内外からのIT企業の誘致等を図り、国際的なITビジネス拠点を目指す「国際ITビジネス交流特区」の認定を受けているが、次のとおり、外国企業の誘致は各種助成制度等で対応できていること等から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 横浜市における外国企業の本社数は188社（平成18年）であり、東京都の2,591社に次いで全国第2位であるなど、外国企業の進出が順調である。そのため、本特例措置を企業誘致の際の有力なセールスポイントとしては考えておらず、現在実施している各種助成制度（横浜市重点施設立地促進助成制度、横浜市重点産業立地促進助成制度）等で十分であること。
- ② これまで、本特例措置について、横浜市の企業誘致担当者及び企業から照会や相談等がなかったこともあり、本特例措置に関心を持っていない。なお、本特例措置を活用する場合は、外国企業のための集積拠点（下記の「参考」を参照）に進出する外国企業が対象となると考えられるが、現在、集積拠点におけるオフィスに空きがなく、入居している企業の入替えもほとんどないため、仮に本特例措置を活用して特区計画の認定を受けようと考えたととしても、認定を受けることができないこと。

(参考) 横浜市における外国企業の誘致に係る助成制度

横浜市内には、現在、外国企業が日本進出する際の立ち上げコストの低減及び日本市場参入の円滑化を目的として設立された外国企業のための集積拠点（民間企業等が設置した施設）が5か所ある。横浜市は、これらの集積拠点を含め、市が定める施設拠点へ進出する市外の企業（国内外を問わない。）に対し、次の助成を行っている。

- ① 横浜市重点施設立地促進助成制度：上記集積拠点の5施設を含め7施設を指定し、当該施設に入居した企業に対して、100万円を限度額として賃借料の3か月分を助成
- ② 横浜市重点産業立地促進助成制度：市が定める重点産業（IT関連産業、バイオ関連産業等）を営む企業に対し、土地又は建物を所有する場合には600万円を

限度額として取得費等の２パーセント、土地又は建物を賃借する場合には300万円を限度として賃借料の５か月分を助成

(大阪市)

大阪市は、外国企業の誘致に関連する特区として「国際交易特区」(注)の認定を受けているが、同市は、以下の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

(注) 大阪港における優位性を活かし、大阪港がおかれている課題を解決するため、利用コストの低減、サービスの向上・手続の簡素化、国際交易産業の立地を促進することにより、経済・産業の活性化を図ることを目的として、特区計画の第１回認定申請(受付期間：平成15年4月1日から14日)において認定申請を行い、平成15年4月21日に認定を受けたもの。

当初、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(特例措置701)及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(同702)の適用を受けていたが、第9回認定申請(受付期間：平成17年9月26日から10月5日)において特例措置の追加(特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(特例措置504)、外国人情報処理技術者受入れ促進事業(同507)及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業(同1208))を伴う変更認定申請を行い、平成17年11月22日に認定を受けた。

- ① 本特例措置の適用を受けた外国人が日本に入国した後3か月以内に事業を開始しなかった場合には、地方公共団体は、当該外国人の帰国旅費の調達等、帰国のための協力を行わなければならないこととされており、特例措置の要件としては地方公共団体が負う責任が過大であること。
- ② 外国企業が進出を検討する場合、用地取得費や賃料など金銭的な助成を受ける方がインセンティブとしては大きい。

また、現在のところ、本特例措置の適用を受けようとする外国企業も見込めないこと。

# 調査結果の概要

特例措置 933「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」

(平成18年10月末現在の特区分としての実施数：0)

## <現行規制の概要>

特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の建物は、耐火建築物でなければならない。

ただし、入所者等の日常生活に充てられる場所等が1階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。

## <特例措置の概要>

特区内における2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が、入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるように屋外に確保すること等の安全性に係る一定の要件を満たしていることを認めた場合は、当該特別養護老人ホーム等の建物を準耐火建築物（注）とすることができる。

（注） 木材を使用して準耐火構造とすることができる。

## <調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区分窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体の愛媛県、上記照会により活用予定等の情報が得られた高知県及び福井県あわら市のほか、木造建築施設を推進するなどしている11地方公共団体及び特別養護老人ホーム等の新設・建て替えの予定のある6法人を実地に調査

## <実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置に係る特区分認定が少ない原因・理由等として、今回調査対象とした法人等は以下のことを挙げており、耐火建築物を設置する法人等が多いことが考えられる。
  - ① 準耐火建築物を選択した場合、火災等が発生した時の入所者等の安全性が懸念されること。
  - ② 木材を多用する場合の建築コストや修繕等の維持コストが割高となること。
  - ③ 経営効率性等から3階建て以上の建物を建築するため、耐火建築物とせざるを得ないこと。

一方、調査した地方公共団体等の中には、調査日時点（平成18年10月）において特区分認定を申請中のところ（高知県）や、特区分認定の申請を検討しているところ（福井県あわら市）等もみられる。

## 特例措置調査結果（ 9 3 3 ）

特 例 措 置 番 号		933
特 例 措 置 名		特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
現 行 規 制 の 概 要 (関係法令等の名称及び条項)		<p>特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、入所者や利用者等の日常生活に充てられる場所等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">〔</p> <p>① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第1項、第35条第1項、第46条、第55条第1項、第61条第1項及び第65条</p> <p>② 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第124条第1項、第140条の4第1項及び第140条の16第1項</p> <p>③ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第132条第1項、第153条第1項及び第167条第1項</p> <p>④ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第4条第1項第1号、第41条第4項第1号及び第53条</p> <p style="text-align: center;">〕</p>
特 例 措 置 の 概 要		<p>特区内における2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が、入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるように屋外に確保すること等の安全性に係る一定の要件を満たしていることを認めた場合は、当該特別養護老人ホーム等の建物を準耐火建築物とすることができる。</p>
提 案 主 体		愛媛県
特 例 措 置 に 係 る 特 区 の 認 定 状 況		0件
調 査 対 象 機 関	規 制 所 管 省 庁	厚生労働省
	提 案 主 体	愛媛県
	認 定 申 請 主 体	—
	ニ ー ズ 調 査	地方公共団体 51（うち電話等による概況調査 37）、社会福祉法人 6、医療法人 1、関係団体 2
	そ の 他	—

## 調査結果

### 1 特例措置の適用等の状況（平成 18 年 10 月末現在）

本特例措置に係る提案は、1 件（愛媛県）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。

なお、高知県は、平成 18 年 9 月 20 日に、特区計画の第 12 回認定申請（受付期間：平成 18 年 9 月 20 日から 29 日）において、本特例措置を活用した「高知県産材利活用推進福祉特区」の認定申請を行っているが、調査日時点（18 年 10 月 19 日）では、まだ認定は受けていない。

### 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

#### （1）特区認定を受けている地方公共団体の状況

該当なし。

#### （2）特区認定の申請を行っている地方公共団体の状況

##### 【高知県】

##### ア 認定申請を行った理由及び期待している効果

高知県は、次のとおり、高齢者福祉施設における入居者の居住性の向上及び県産木材の需要の拡大を図るため、特区計画の認定申請を行ったとしている。

- ① 高齢者福祉施設の老朽化施設の整備に当たり、入居者の居住性、環境の向上など質的な面での処遇が求められてきており、特に、入居者の居住については、木材を使用した心身に優しい、健康的な癒しの空間の提供が有効な手段と考えられる。また、入居者や利用者が、木材の持つ癒し効果によるストレスの軽減やアレルギーの抑制、湿度調整や熱伝導が少ない等の効果による快適な空間での生活を営むことができるほか、衝動吸収能力が高い木材を床に使用することにより、高齢者の転倒時の怪我の発生を減少することも期待できる。
- ② 本県では、豊富な森林資源を利用した林業の継続的な発展と、地場産業である木材産業の再編、整備と合わせて、様々な分野において県産材の需要拡大を図ることが県政の重要な課題となっている。このため、平成 16 年度に「高知県産材利用推進方針」を定めるとともに、県が発注する施設を原則木造とするなど、県産材の利用推進に取り組んでいるところであり、耐火及び準耐火建築物の設置条件が緩和されることにより、木造建築物の建設が促進され、高知県産材の需要拡大等が期待される。

##### イ 認定申請した特区計画の概要

高知県は、平成 18 年 9 月 20 日に、<sup>あきぐん げいせいむら</sup>安芸郡芸西村を特別区域とする「高知県産材利活用推進福祉特区」の認定申請を行っており、その対象施設の概要は以下のとおりとなっている。

（対象施設の概要）

- 特別養護老人ホーム「洋寿荘」の改築
- 敷地面積：9,813 平方メートル

- 建築面積：3,559.54 平方メートル
- 延床面積：5,064.15 平方メートル
- 構造・規模：木造・2階建て(3棟、渡り廊下で連結)
- 利用定員：特別養護老人ホーム 80 人(全室個室)  
併設短期入所生活介護事業所 8 人(全室個室)

また、上記施設は、入居者の安全面を確保するため、本特例措置を適用するために必要とされる要件（2階から地上に通ずる避難経路の確保及び訓練の実施）以外に、初期消火のためのスプリンクラーの設置、火気使用室や居室3室ごとに延焼を抑制する壁の設置等の措置を講じることとされている。

#### ウ 今後のニーズ

高知県は、現時点においては、上記「洋寿荘」以外に本特例措置を活用する予定の施設はないものの、次のとおり、老朽化した特別養護老人ホーム等の改築等の需要があることから、今後、本特例措置に係るニーズが発生する可能性があるとしている。

- ① 昭和 63 年度以前に開設している施設(25 施設、全施設の 50 パーセント)の運営主体(18 団体)に対して、県が実施した施設改築等の整備予定についてのアンケート調査結果によれば、6 団体に係る 6 施設が施設改築等の整備を希望している状況が認められること。
- ② 県内の 2 階建ての特別養護老人ホーム(17 施設)のうち、現時点において、改築を希望している施設はない(上記洋寿荘を除く。)が、老朽化している施設も見られることから、今後、改築等を行う場合、本特例措置を活用して施設の木造化を図ることが考えられること。

#### エ 要件・手続等に関する意見等

本特例措置に関する要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとの意見は聞かれなかった。

#### オ その他(木質材を取り入れた場合のコスト比較)

高知県は、本特区計画の認定申請に伴い、社会福祉施設等の整備を行う場合において補助を行う等の誘導措置を検討する必要があるとの認識から、次のとおり、木造の場合と鉄筋コンクリート造りの場合における建築コストの比較を行っており、その結果、いずれの場合も木造が鉄筋コンクリート造りに比して 1 割程度割高となっている。

木造の場合と鉄筋コンクリート造りの場合における建築のコスト比較

種 別	区 分	木造の場合の 経費 (A)	鉄筋コンクリート造りの 場合の経費 (B)	A / B
宮崎県建築士事務所協会による モデルプランコスト比較データ		197,837 円/㎡	172,550 円/㎡	1.146
県立施設建築主体工事費調 査		175,305 円/㎡	159,415 円/㎡	1.099
高知県森林局作成の「高齢者福祉 施設の木造建築提案書」		162,410,000 円	147,340,000 円	1.102

(注) 1 本表は、高知県の資料に基づき作成した。

2 「宮崎県建築士事務所協会によるモデルプランコスト比較データ」及び「県立施設建築主体工事費調査」は建築主体工事費の単価であり、「高知県森林局作成の「高齢者福祉施設の木造建築提案書」は建築主体工事費の総額である。

なお、「高知県森林局作成の「高齢者福祉施設の木造建築提案書」については、同一規模の建築物で算出・対比している。

### 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況

#### 【愛媛県】

#### (1) 本特例措置に係る提案をした経緯等

愛媛県は、平成 12 年 3 月に策定した「第五次愛媛県長期計画（副題：新しい愛媛づくり指針）」（21 世紀初頭の県政の総合的なビジョンを示したもの。計画期間は平成 12 年度から 22 年度）の分野別基本計画において、県産材の需要拡大を「林業の振興」に係る主要な施策と位置付けている。

また、愛媛県は、森林の持つ公益的機能を高めるためには県産材の利用促進が重要であるとの認識から、平成 13 年 5 月に「公共施設等木材利用推進方針」を策定し、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるため、県産材を使用した木造公共施設に対する助成を行うなど、公共施設について可能な限り木造化・木質化を推進している。

このような中で、愛媛県は、「公共施設等木材利用推進方針」の継続と事業内容・規模拡大を図るとともに、公共施設の木造化の推進をより一層図るため、特区に関する第 5 次提案募集（受付期間：平成 16 年 6 月 1 日から 30 日）から第 7 次提案募集（同：17 年 6 月 1 日から 30 日）にかけて、公共施設や社会福祉施設における木材利用、建築基準法の緩和を内容とする提案を行っている。第 7 次提案募集においては、以下のような 3 つの特例措置の提案を行っており、このうち、特別養護老人ホーム等社会福祉施設における耐火及び準耐火構造の基準に関する厚生省令等の緩和に係る提案のみが、平成 17 年 10 月 11 日、特例措置として認められた。

① 公共施設の木造化への評価を高めることにより木材利用の拡大を図るため、国において実施している木造での学校関連施設等の整備に対する助成制度について、対象施設を拡大する。

- ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）では、学校や公営住宅等は防火安全のため木造化を規制しているが、3 千平方メートル以下、3 階建て以下の場合は、木造化が可能となるよう仕様規定を改正する。
- ③ 社会福祉施設（特別養護老人ホーム、指定居宅サービス等の事業及び介護老人保健施設）において、木造化推進の障害となっている耐火及び準耐火構造の基準に関する厚生省令等を緩和する。

## （２）本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由等

愛媛県は、本特例措置の提案について、県の重要施策として位置付けている公共施設等における県産材の利用促進という観点から、木材の利用を制約している規制を緩和し、将来的に社会福祉施設の整備を行う場合に、木材が使用できる範囲を拡大しておく必要があるとの趣旨から行ったものであるとしている。

このため、愛媛県では、現時点においては、本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行う予定はないが、平成 18 年 4 月における介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い、従来の施設に比して小規模（定員 30 人未満）な地域密着型の特別養護老人ホームの設置が制度化されたことから、今後は、小規模な施設の需要が発生する可能性が高くなっており（注）、市町村を通じて地域密着型の特別養護老人ホームの計画が具体化すれば特区計画の認定申請を検討したいとしている。

（注） 愛媛県では、地域密着型の特別養護老人ホームの需要について、平成 18 年度の利用者数 6 人から、20 年度には 113 人まで増加すると見込んでいる。

## 4 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する調査結果の概要

今回、全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置の活用を予定している市町村等の有無等について照会した結果、高知県において本特例措置の活用予定があるとのことであった。また、福井県あわら市が、本特例措置について内閣官房構造改革特区推進室に事前の相談を行っていた。

このため、高知県（注）及びあわら市を実地に調査を行った。このほか、木造建築施設を推進するなどしている 11 地方公共団体及び特別養護老人ホーム等の新設・建て替えの予定のある 6 法人を選定（計 13 地方公共団体、6 法人）し、本特例措置の活用予定の有無について実地に調査を行った。

（注） 高知県は、上記 1 及び 2 のとおり、現在、特区認定の申請を行っている。

その結果、福井県あわら市において本特例措置の活用を検討しているほか、福岡県大刀洗町及び 2 法人において、今後、本特例措置の活用の可能性があるとしている。

これらの地方公共団体等を除く 9 地方公共団体及び 4 法人は、次のとおり、入所者の安全性を考慮すること、建築コスト等が割高になることなどの理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 入所者の安全性を考慮すると、火災等が発生した場合に備え、準耐火建築物より耐火建築物を選択すること。
- ② 木造建築とした場合、建築コストが割高になるほか、耐用年数が鉄筋コンクリート造りより短く、修繕等の維持コストも高くなること。
- ③ 2 階建てで施設を設置する場合、より広い敷地面積が必要となるが、そのような土地

を確保することは困難である。経営効率の面からは、2階建てより3階建て以上の建物の設置を選択すること。

なお、地方公共団体及び社会福祉法人等の個別の意見等については、別記のとおりである。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、今回調査対象とした法人等は以下のことを挙げており、耐火建築物を設置する法人等が多いことが考えられる。

- ① 準耐火建築物を選択した場合、火災等が発生した時の入所者等の安全性が懸念されること。
- ② 木材を多用する場合の建築コストや修繕等の維持コストが割高となること。
- ③ 経営効率性等から3階建て以上の建物を建築するため、耐火建築物とせざるを得ないこと。

一方、調査した地方公共団体等の中には、調査日時点（平成18年10月）において特区認定を申請中のところ（高知県）や、特区認定の申請を検討しているところ（福井県あわら市）等もみられる。

## 《別記》地方公共団体等におけるニーズに関する意見等

本特例措置のニーズに関して、11 地方公共団体及び6 法人を実地に調査した。

その結果、福井県あわら市、福岡県大刀洗町並びに宮城県内及び福岡県内に所在する2 法人は、今後、本特例措置の活用のあるとしている。残りの9 地方公共団体及び4 法人は、入所者の安全性を考慮、建築コスト等の割高感などの理由から、本特例措置を活用する予定等はないとしている。

### 1 地方公共団体におけるニーズに関する意見等

#### (1) 今後、本特例措置の活用のあるとする地方公共団体（2 団体）

(福井県あわら市)

ア あわら市における特別養護老人ホームの増築計画について

あわら市（平成16年3月に坂井郡芦原町と同郡金津町が合併してあわら市となった。）は、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、デイサービス施設及び養護老人福祉施設を併設した「金津雲雀ヶ丘寮」を運営しており、平成18年度から20年度にかけて、「金津雲雀ヶ丘寮」の敷地及び隣接地に2階建ての特別養護老人ホームを増築し、40床を増床する計画を有している。

「金津雲雀ヶ丘寮」の増築計画によると、特別養護老人ホーム部分の増築に当たっては、他の既存施設の整合性を考慮して、増築部分を2階建てとするものとし、1階、2階ともに入所者用の居室を設置するとしているが、あわら市は、増築部分を木造とするか鉄筋コンクリート造りとするかについては、両方のコスト計算を行った上で判断したいとしている。

イ 本特例措置の活用見込みについて

あわら市は、増築部分について木造と決定し、その後の事務が順調に進めば、平成19年度上半期に「あわら市お年寄りがいきいき安全に暮らせる特区」の認定申請を行うこととしたいとしている。

なお、あわら市は、以下の理由から、特区計画の第10回認定申請（受付期間：平成18年1月23日から2月1日）に先立ち、平成17年12月20日、本特例措置を活用した「あわら市お年寄りがいきいき安全に暮らせる特区」の計画案を内閣官房構造改革特区推進室に提出し、特区計画の事前審査を依頼している。これに対して、内閣官房構造改革特区推進室からは、改修予定施設の避難経路等を確認したいので、実施設計がほぼ固まった段階で、施設的设计書を添付のうえ申請を改めて行うようにとの指導を受けたとしている。

- ① 本特例措置を活用することにより内装等に木材を利用し、木製品を活用することが可能となることから、ぬくもりと快適さに満ちた施設整備を図ることができる。
- ② 環境に配慮した木造建築物の建設は、あわら市の地場産業の一つである林業にとっても、持続的な発展と活性化が期待される。

(福岡県大刀洗町)

大刀洗町は、木のぬくもりが入所者に安らぎを与えられたいとされるため、特別養護老

人ホームの建設に間に合うようであれば特区計画の認定申請を行いたいとしている。しかし、当該特別養護老人ホームの建設が、平成 18 年度高齢者福祉施設等施設整備費補助金（県単独補助事業）の活用により実施されるため年度内の完成が求められており、時間的制約から特区計画の認定申請は難しい面はあるとしている。

大刀洗町は、平成 18 年 4 月の介護保険法の改正に伴い、今後は、地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 名以下）等の小規模な施設の需要が発生する可能性があることから、本特例措置については潜在的なニーズがあると思うので、全国展開を図るには特例措置の内容の周知が課題となるのではないかとしている。

なお、大刀洗町は、平成 18 年 7 月、特別養護老人ホームの建設を計画する社会福祉法人から相談を受けた際に、本特例措置の内容を承知していなかったため、現行の制度に基づいて、準耐火建築物の場合は 2 階に居室を設けることはできない旨を指導している。また、大刀洗町が本特例措置の内容を承知したのは、当局の調査が契機となったとしている。

## （２）本特例措置の活用予定はないとする地方公共団体（９団体）

### （北海道）

北海道は、本特例措置に関する問い合わせ等はなく、また、以下のような理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

- ① 中小規模の施設では、2 階建てでも多いとみられるが、施設設置者は、入所者の安全性を考慮し、火災等が発生した場合に備えるためには、耐火建築物を選択するものと思われる。
- ② 近年の施設は、内装、調度品等に意識して木材品を使用し、木との触れ合いに心がけている。このため、外壁に木材を使用し、建設コストの高い準耐火構造にする必要性は感じないのではないかと。

### （秋田県）

秋田県は、本特例措置があることは承知していたが、県としては 2 階建て施設の場合、耐火構造であることが望ましいと考えていることや、法人等からの照会もなく、本特例措置に関心を持つまでには至っていないとしている。

なお、秋田県は、特区計画の第 5 回認定申請（受付期間：平成 16 年 5 月 6 日から 14 日）において、特例措置 915（耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業・注）を活用した特区計画「秋田スギ利活用推進福祉特区」の認定申請を行い、平成 16 年 6 月 21 日に認定を受けている。

（注） 木造の平屋建ての社会福祉施設等について、地方公共団体が、専門家等の意見聴取を行うことなどにより、必要な安全性を有すると認めた場合に、当該社会福祉施設等について耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を図ることとするもの。

### （宮城県）

宮城県は、以下の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

- ① 特別養護老人ホーム等の設置に際しては、安全性の観点から、原則として平屋建てとするよう指導している。

- ② 本特例措置に関する法人等からの照会もなく、本特例措置に関心を持つまでには至っていない。

(埼玉県)

埼玉県は、本特例措置に関する問い合わせ等はなく、また、以下の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

- ① 施設の構造部分まで木材にすると建築コストが高くなる可能性があること。
- ② 木造の施設で特別養護老人ホーム等を設置した実例はないが、実物を見なければ木造施設によることのメリットを実感しづらいこと。
- ③ 特別養護老人ホーム等の施設は鉄筋、鉄骨造りの耐火構造であることが当然視されており、木造の施設を設置するという発想がない。また、安全や機能を重視した場合、木造にするメリットがないと考えられること。
- ④ 安全性の観点から、身体障害者更生援護施設や精神障害者社会復帰施設の入所者と比べると、特別養護老人ホームの利用者は、要介護度が3～5であり寝たきり状態であるなど身体能力が著しく低下していることから、火災が発生した場合など、避難には施設職員の介助が不可欠であるほか、初期避難は防火区画への平面移動が行えるように耐火構造であることが必要となること。

また、埼玉県は、本特例措置の要件について以下のように述べている。

- ① 本特例措置の要件となっている2階から地上へ通ずる避難経路で、身体能力が著しく低下した特別養護老人ホーム等の利用者を避難させる場合、避難経路はかなり長い傾斜路としなければ骨折等の事故につながるため、相当規模の土地を確保しなければならない。
- ② 円滑な避難を可能とするための適切な訓練を実施するという要件についても、利用者の身体能力では訓練中の事故も考えられ、難しい。

(富山県)

富山県は、次の理由から、本特例措置を活用して特別養護老人ホーム等を設置するニーズは少ないのではないかとしている。

- ① 特別養護老人ホーム等に係る設備及び運営に関する基準等によって配置することが義務付けられている職員数では、寝たきりの利用者の多い特別養護老人ホーム等において火災が発生した場合（特に夜間）、全員を避難させるには相当の時間を要することが想定される。
- ② また、木造の認知症高齢者グループホームの火災の事件等もあることから、利用者がより安全であることを考慮すると、準耐火建築物に比べてより安全性の高い耐火建築物の方が望ましい。

(石川県)

石川県は、本特例措置に関する問い合わせ等はなく、また、以下の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

特別養護老人ホーム等では、入所者が寝たきりなど、身体機能の低下がみられる者の入所が多く、さらに、夜間には職員配置が少なくなり、災害時に救援を行うだけの職員

の確保が難しいことから、安全面に配慮した施設とすべきものとするため、特別養護老人ホーム等を準耐火建築物とする考えはない。

(石川県内灘町)

内灘町は、平成 19 年度以降に特別養護老人ホームの設置を予定しているが、安全面から、耐火建築物とする予定であり、本特例措置の活用は考えていないとしている。

(福井県)

福井県は、本特例措置に関する事業者からの相談はないとしており、また、本特例措置が特区で実施されていない理由について以下のように考えられるとしている。

- ① 長崎県大村市のグループホームにおいて、平成 18 年 1 月 8 日の深夜に火災が発生し、入所者 9 人中 7 人が死亡した。同グループホームは 1 階建てで職員も 1 人宿直し、しかも入所者は身体的にも一人での避難が可能な状態であった。一方、特別養護老人ホームの入所者の中には、寝たきり状態や酸素ボンベの吸入装置を装着している者など、一人での避難が不可能な者が少なからずおり、これらの入所者の火災時における対処を考えると、どうしても事業者は鉄筋コンクリート造り等の耐火構造の建築物を選択する。
- ② 入所者に精神的な安らぎを与えるためには、木質材は確かに効果があると思われるが、最近の内装材は以前と比べて格段に進歩しており、また、事業者はこれら木質系の内装材をふんだんに使用し、老人の過ごしやすい空間作りに意を尽くしている。このような現状からわざわざ施設を木造建築とする必要性が少ない。
- ③ 特別養護老人ホーム等施設の設置事業者は、これら施設を木造で建設した経験がないことから、建設費用及び施設維持のためのランニングコストがどの程度必要かわからず、比較検討することができない。

(広島県)

広島県は、以下の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

特別養護老人ホーム等の入所者は、重度の要介護者であり、移動を行わせることが困難である。そのため、火災等の際には避難させることが困難であり、万一のことを考慮すると、準耐火建築物より安全性の高い耐火建築物の方が望ましい。

## 2 社会福祉法人等におけるニーズに関する意見等

### (1) 今後、本特例措置の活用があるとする法人(2法人)

(宮城県内に所在する社会福祉法人)

当該社会福祉法人は、平成 19 年度に設置予定の特別養護老人ホームについて建設費用を積算させたところ、耐火建築物とする方が準耐火建築物とするよりも 5 パーセント程度割高となると聞いたことから、本特例措置の活用も考慮に入れて設置計画を進めていきたいとしている。

(福岡県内に所在する社会福祉法人)

当該社会福祉法人は、地方公共団体の特区認定の有無にかかわらず、施設側が安全対

策を講じていれば準耐火建築物であっても2階に居室を設置できるよう、現行制度を改善してほしいとしている。

## (2) 本特例措置の活用予定はないとする法人(4法人)

(北海道内に所在する社会福祉法人及び医療法人)

これらの法人は、以下の理由から、本特例措置について関心はなく、また、本特例措置の活用予定もないとしている。

- ① 2階建てで施設を設置する場合、より広い敷地面積が必要となるが、そのような土地を確保することは困難である。
- ② 施設設置者としては、入所者の安全を第一に考えなければならないので、耐火建築物を選択せざるを得ない。

(秋田県内に所在する社会福祉法人)

当該社会福祉法人は、施設構造については基本的には平屋建てを考えており、敷地の制約から平屋建てが困難な場合は、経営効率の面からも2階建てより3階建て以上を選択するため、本特例措置の活用は予定していない、としている。

(埼玉県内に所在する社会福祉法人)

当該社会福祉法人は、本特例措置について認識していたが、以下の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

- ① 木造建築物による施設設置のコスト計算はしていないものの、木造建築とした場合、建築コストが割高になるほか、耐用年数が鉄筋コンクリート造りより短く、修繕等の維持コストも高くなる。また、建物の構造部分を変更するような改築ができにくくなる。
- ② 安全性の観点からは、身体障害者更生援護施設や精神障害者社会復帰施設の入所者と比べると、特別養護老人ホームの利用者は、要介護度が3～5であり寝たきり状態であるなど身体能力が著しく低下しており、火災が発生した場合など、避難には施設職員の介助が不可欠であるほか、初期避難はベッドごと防火区画への避難、次いで外への避難とならざるを得ない。そのためには、耐火構造であることが必要となる。

また、当該社会福祉法人は、本特例措置の要件となっている2階から地上へ通ずる避難経路で身体能力の低下した特別養護老人ホーム等の利用者を避難させることは困難であるとしている。また、円滑な避難を可能とするための適切な訓練を実施するという要件についても、利用者の身体能力では訓練中の事故も考えられ、難しいと述べている。

## (3) 関係団体

(社団法人全国老人保健施設協会)

当該協会は、本特例措置の実施が低調な理由について次のように述べている。

- ① 本特例措置の名称において「特別養護老人ホーム等」という名称が使用されているため、特別養護老人ホーム以外に本特例措置の対象となり得る施設(老人保健施設等)の設置主体が、本特例措置の対象として老人保健施設等が該当するこ

とを承知していないのではないか。

- ② 耐火建築物と準耐火建築物では、耐火建築物の方がより安全性が高いため、施設設置主体が、耐火建築物より安全性の低い準耐火建築物の施設を設置することについて、利用者の理解を得られにくいと考えて、本特例措置を活用しないのではないか。

# 調査結果の概要

## 特例措置 1010「地方競馬における小規模場外設備設置事業」

(平成 18 年 10 月末現在の特例としての実施数：0)

### < 現行規制の概要 >

競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所(以下「場外設備」という。)の設置に当たっては、その位置、構造及び設備が、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に適合するとともに、農林水産大臣の承認を要することとされている。

### < 特例措置の概要 >

小規模な場外設備(窓口の数が5以内で、かつ、最大滞留者数が100人以内のもの。)については、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項(地域社会との十分な調整を含む。)に適合していることを都道府県知事が書面により確認した場合には、基準を満たしたものとみなす。

### < 調査対象及び調査方法 >

- ・ 本特例措置の提案主体の愛知県(愛知県競馬組合)を実地に調査
- ・ 愛知県競馬組合を除く全国の14の地方競馬主催者のうち、8地方競馬主催者を実地に調査。残る6地方競馬主催者に対して、電話により本特例措置の活用予定の有無等を聴取

### < 実施が低調な主な原因・理由等 >

- ・ 本特例措置について、提案主体である愛知県(愛知県競馬組合)は、具体的な候補地について調査検討している段階であり、その結果、候補地について地元との調整の目途が得られ次第、特区計画の認定申請を行う見込みであるとしている。

その他の地方競馬主催者においては、①厳しい経営状況から新たな投資が困難であること、②小規模場外設備の設置によって採算が取れるかどうか危惧していること、③小規模場外設備の設置に当たり最も時間を要する手続は、地域社会との調整であるが、本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しいと考えていることから、いずれも現時点では本特例措置の活用はみられない。

## 特例措置調査結果（1010）

特例措置番号		1010
特例措置名		地方競馬における小規模場外設備設置事業
現行規制の概要 (関係法令等の名称及び条項)		<p>競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所(以下「場外設備」という。)の設置に当たっては、その位置、構造及び設備が、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準(平成4年農林水産省告示第1309号)」に適合するとともに、農林水産大臣の承認を要することとされている。</p> <p>(競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第2条第1項、競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号)第59条、)</p>
特例措置の概要		<p>地方公共団体は、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、小規模な場外設備の設置が、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められた場合、小規模な場外設備の規模の上限(窓口の数が5以内で、かつ、最大滞留者数が100人以内のもの。)及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることができる。</p> <p>当該特区内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項(地域社会との十分な調整を含む。)に適合していることについて、当該特区を管轄する都道府県知事が書面により確認した場合には、基準を満たしたものとみなす。</p>
提案主体		愛知県
特例措置に係る特区の認定状況		0件
調査対象機関	規制所管省庁	農林水産省
	提案主体	愛知県
	認定申請主体	—
	ニーズ調査	地方公共団体 60 (うち電話等による概況調査 52)、関係団体 1
	その他	—
調査結果		
<p><b>1 特例措置の適用等の状況（平成18年10月末現在）</b></p> <p>本特例措置に係る提案は、1件（愛知県）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p>		
<p><b>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</b></p> <p>該当なし。</p>		

### 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況

#### 【愛知県】

#### (1) 本特例措置に係る提案をした経緯等

##### ア 背景事情

愛知県競馬組合は、愛知県、名古屋市及び豊明市で組織されており、同組合の管理者は、愛知県競馬組合同規約に基づき、愛知県知事とされている。

愛知県競馬組合は、名古屋競馬場において、地方競馬を年間約 130 日開催（平成 17 年度の開催実績は 128 日）しているが、同競馬場における売上額は、昭和 49 年度の約 735 億円をピークとして年々減少し、その後一時期は回復したものの、平成 4 年度以降は単年度収支の赤字状態が続くなど厳しい経営状況にあり、17 年度の売上額は、約 179 億円とピーク時の約 4 分の 1 となっている。

表 1 愛知県競馬組合の売上額の状況 (単位：億円、%)

年 度	平成 14	15	16	17
収 入	266.5	216.1	172.1	178.9
比 率	36.2	29.4	23.4	24.3

(注) 1 本表は、愛知県競馬組合の資料により当局が作成した。

2 比率は、昭和 49 年度の売上げ（約 735 億円）を 100 として算出した。

愛知県競馬組合では、これまで 2 度にわたり経営改善計画を策定し、売上げの増収等に努めているものの、赤字の解消には至らず、このため、同組合の構成団体である愛知県、名古屋市及び豊明市は、競馬事業の今後の在り方について検討するため、平成 16 年 4 月に有識者による「名古屋競馬のあり方懇談会」を設置している。同懇談会は、平成 16 年 12 月に、①再建は困難であり廃止を決断すべきとの意見と、②期限を設けて再建のために最大限努力し、再建が困難な場合は速やかに廃止を決断すべきとの意見を併記した「名古屋競馬のあり方に関する提言」を行っている。

上記提言を受け、愛知県では、名古屋市及び豊明市と協議し、平成 17 年度から 19 年度までの間の経営状況をもって愛知県競馬組合の存廃を含めた決断を行うこととして、17 年度から 19 年度までの「愛知県競馬組合同経営再建計画」を策定している。同計画は、①売上振興策、②事業連携、③民間委託の推進、④経費削減策等を内容とし、売上振興策としては、場外設備の設置（増設）も有効な手段としており、愛知県では、場外設備について、市街地を中心に年 1 か所のペースで計 3 か所の新設を予定している。

##### イ 提案した理由等

愛知県競馬組合では、現在、場外設備として、「中京場外」（愛知県豊明市）、「サンアール弥富」（愛知県弥富町）及び「サンアール磯部」（三重県磯部町）の 3 か所を設置している。このうち、「サンアール弥富」の設置の過程において、地元との事前協議の際に実質的な反対はなかったものの、地元自治会代表者から、設置の承認申請に必要とされる「同意書」の提出に難色を示され、同意書の入手に時間を要したことが

あるとしている。

愛知県は、上記の背景事情や場外設備の設置の経緯等を踏まえ、地域社会との調整において、実質的な同意は得られても、同意書への署名・捺印という形の書面にすることが難しい場合があることから、特区に関する第7次提案募集（受付期間：平成17年6月1日から30日）において、以下のような特例措置の提案を行った。

- ・ 現行制度においては、数窓程度の小規模な場外設備（注）の設置についても、大規模な場外設備と同様に地域社会との調整について、自治会の同意書等によって証明する必要があるが、小規模な場外設備は、地域社会に与える影響が小さく、一律に、地域社会との調整についての証明書を提出する必然性は乏しいと考えられる。

したがって、地方競馬の主催者がその関係地方公共団体の区域内に設置する小規模な場外設備については、設置基準（競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準に規定する設置承認基準）を緩和するとともに、農林水産大臣の承認制を届出制とする。

（注）愛知県では、小規模場外設備の具体的な態様としては、①5窓（払戻窓口を含む。）以内の場外馬券発売所で、簡易な映像装置等を備え、最大滞留人員（定員）が100人以内の施設、②既存店舗に設置する1～2窓（払戻窓口を含む。）の場外馬券発売所で、映像装置等を備えず、ファンの滞留を想定しない施設の2つを想定しているとしている。

上記の提案については、農林水産大臣の承認制を届出制とすることは認められなかったものの、地域社会との十分な調整が行われていること等の要件を充足していることについて都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなすこととされた。

愛知県は、認められた特例措置は提案内容と若干の相違はあるものの、そのこと自体が特に特区計画の認定申請に影響を与えていないとしている。

## （2）本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由等

愛知県競馬組合では、平成17年12月から、ホームページ上で「ミニ場外馬券発売所」のオーナーの募集を開始しており、当該募集に対する複数の事業の提案はみられたものの、いずれも具体的な設置計画の立案には至っていないとしている。ちなみに、当該発売所の概要は、次のとおりである。

## 1 概要

2台～3台程度の発売機を備える発売所で、映像による情報提供を行わず、ファンの滞留を想定しない発売所。設置場所は商業地域を想定

## 2 規模・設備

① 敷地面積：10平方メートル～30平方メートル程度

② 窓口数：2窓～3窓程度（発売・払戻兼用2窓、又は発売2窓、払戻1窓）

③ 設備：自動発払機2台（又は発売専用2台、払戻専用1台）、トータリゼータ通信処理装置1台、無停電電源装置1台、等

④ 初期投資：2,500万円程度（中古機利用の場合1,700万円程度）

（注）1 名古屋競馬（愛知県競馬組合）のホームページを基に当局が作成した。

2 農林水産省は、本特例措置の活用いかににかかわらず、利用者の滞留を想定しない場外設備を設置することは可能であるとしている。

愛知県は、「平成18年10月現在、愛知県競馬組合では、具体的な候補地（物件）について、採算性や地元との調和の見地から調査検討をしている段階である。今後、調査の結果、適当と認められた候補地（物件）について、設置計画を示しながら地元調整を行い、調整の目途が得られ次第、特区計画の認定申請を行う見込みである。」としている。

### （3）要件・手続等に関する意見等

本特例措置に関する要件・手続等について、愛知県は、特区計画の認定申請の時期が年3回に限られているため、次のような問題が生じるおそれがあるとしている。

場外設備は嫌忌施設とも受けとめられかねないため、特区計画の認定申請に当たっては、事実上、申請時まで概ね地元調整を終える必要があるが、地元調整等に時間がかかり、認定申請の受付期間を過ぎた場合は、次の受付期間まで約4か月待たなければならない。この場合、場外設備の設置者である競馬主催者から、勝馬投票券の発売等の競馬の実施に関する事務の委託を受けようとする民間事業者は、場外設備を設置する予定の候補地（物件）について、事業の成否が明らかでないままに長期間仮契約し続けなければならないことから、上記競馬の実施に関する事務の受託を取りやめてしまう場合があるといった事態が生じることも考えられる。

## 4 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する調査結果の概要

今回、全国の15の地方競馬主催者（地方競馬の主催者は、全国で16主催者あるが、2主催者が同一の競馬場で競馬事業を運営しているため、当該競馬場については主催者を1として、15主催者としている。）のうち、8地方競馬主催者（北海道、岩手県競馬組合、埼玉県浦和競馬組合、特別区競馬組合、兵庫県競馬組合、福山市、高知県競馬組合及び佐賀県競馬組合）において、本特例措置の活用予定の有無等を実地に調査した結果、次のとおり、厳しい経営状況が続く中で新たな投資事業を行うことは困難である等の理由から、現時点では本特例措置を活用する予定はないとしている。また、残る6地方競馬主催者（愛知県競馬組合を除く。）に対する電話による聴取の結果においても、同様な理由から活用

の予定はないとする意見であった。

① 赤字状態が続く厳しい経営状況からすると、新たな投資を伴う場外設備を設置することは困難である（今回調査した8地方競馬主催者の平成17年度の収支状況をみると、6主催者が赤字となっている。）。

② 本特例措置により認められる小規模場外設備の規模では、採算が取れるかどうか危惧している。

③ 本特例措置においても、小規模場外設備の設置に当たり手続に最も時間を要する地域社会との調整は必要とされているため、本特例措置を活用する以前に、地域社会との調整が難しい。

また、利用者の滞留を想定していないごく小規模な場外施設を主催者の責任でより簡便な手続で設置可能となるようであれば、積極的に活用していきることがあり得るとの意見もみられた。

なお、地方競馬主催者及び地方競馬全国協会の個別の意見等については、別記のとおりである。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置について、提案主体である愛知県（愛知県競馬組合）は、具体的な候補地について調査検討している段階であり、その結果、候補地について地元との調整の目途が得られ次第、特区計画の認定申請を行う見込みであるとしている。

その他の地方競馬主催者においては、①厳しい経営状況から新たな投資が困難であること、②小規模場外設備の設置によって採算が取れるかどうか危惧していること、③小規模場外設備の設置に当たり最も時間を要する手続は、地域社会との調整であるが、本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しいと考えていることから、いずれも現時点では本特例措置の活用はみられない。

## 《別記》その他の地方競馬主催者等におけるニーズに関する意見等

### (1) 主な意見等

本特例措置のニーズに関して、14 地方競馬主催者を調査（電話による聴取を含む。）した結果、いずれの主催者も、厳しい経営状況が続く中で新たな投資事業を行うことは困難であること等の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

#### 【地方競馬主催者】

##### (北海道)

北海道は、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 北海道営競馬においては、平成4年度以降収支が悪化し、累積赤字が10年度末までに85億円に達しているため、北海道知事は、平成11年6月に大学教授等の有識者からなる北海道地方競馬運営委員会に、北海道競馬の在り方を諮問している。

北海道は、平成11年11月の同委員会の答申を受けて、平成13年度から5か年で赤字脱却を目指すための取組として、13年度以降、窓口数が4窓から22窓の小規模な場外設備を道内に11か所設置している。

北海道地方競馬運営委員会は、インターネット投票の活用とともに、場外設備をさらに新設すべきとしている。しかし、北海道は、インターネット投票の拡大は検討しているものの、場外設備については、既存の11場外設備の収支のうち、収益を上げているのは売得金額の多い札幌駅前及び苫小牧だけであること、また、主要都市には既に場外設備が設置されており、残っている場所は収益の期待できない所なので、これ以上の新規設置は難しいと考えている。

- ② 本特例措置は、地域住民代表の同意書が不要というだけであり、地域社会との調整は必要とされている。後々の住民とのトラブルを回避するためには同意書は必要と考えており、本特例措置を活用する予定はない。また、地域住民代表の同意書が不要となった場合、地域社会との調整済みであることの証左がなく判断が困難である。

##### (岩手県競馬組合)

岩手県競馬組合は、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

場外設備の設置に当たっては、地域住民・地元商業組合に対する説明及び同意要請は必須の手段であり、その調整の結果が同意書という形で表されることから、地域住民との協議が整った旨の書面は必要である。

よって、仮に発売窓口数が5窓以内でかつ最大滞留者数100人以内の小規模場外設備を設置することとなっても、通常の手続によって地域住民等と協議を行い、同意書を入手することを考えていることから、本特例措置を活用する予定はない。

##### (埼玉県浦和競馬組合)

埼玉県浦和競馬組合は、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 多額の累積赤字があり、赤字経営を改善するために、「3ヶ年経営戦略（平成18年度～20年度）」を策定して、営業の強化等に取り組んでいる。赤字の解消が急務とされている現状において、新たな設備投資を伴う事業には慎重になっている。
- ② 本場の利用圏内（浦和競馬場から半径約30キロメートルの範囲と想定）に場外設備を設置した場合、本場の利用者がその場外設備に流れるのみで収益増加につながら

ない可能性がある。一方で、本場利用圏外の地域は、人口が少ないため多数の利用者が見込めるか分からない。

- ③ 本特例措置の対象は、窓口の数が5以内でかつ最大滞留意数が100人以内という規模の場外設備であり、このような小規模施設では採算を取ることが難しいのではないかと。
- ④ 本特例措置における地域社会との調整の確認方法は、これまで求めていた町村長又は自治会長の同意書の添付を義務付けずに都道府県知事の裁量に委ねているが、一方、地元の同意がなければ警察協議も整わない可能性が高く、後日、地元で問題化するおそれもあるため、地元の同意書の添付が要件であるか否かにかかわらず、場外設備の設置に当たっては地域社会との調整が不可欠である。したがって、今のところ、本特例措置を活用する予定はない。

#### (特別区競馬組合)

特別区競馬組合は、東京23区全ての地区における場外設備の設置等の構想を有しているが、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 本特例措置は、小規模な場外設備の設置に関して、設備基準等への適応や地域社会との調整が行われていることを都道府県知事が確認することにより、事実上その設置が認められる措置であるが、本組合は、県が構成員となっている他の多くの地方競馬主催者とは異なり、千代田区をはじめとした都内の23特別区により構成されており、現在の管理者は文京区長である。東京都は本組合の構成員ではなく、本組合と東京都知事とは何らの関係も有していないため、東京都においては本特例措置の活用は困難である。
- ② 本特例措置の対象となる場外設備は、「発売窓口数が5窓以内で、最大滞留意数100人以内」とされているが、本組合専用場外設備のひとつである「オフト汐留」における最大滞留意数は、約1,500人であり、恒常的に400～500人の滞留意者がある。滞留意者を考慮すると、本特例措置による場外設備では、規模的に東京都内では運営が困難であり、設置に当たっての警察との協議を整えることが困難であるため本特例措置の活用は難しい。
- ③ 本組合としては、本特例措置によって、東京都という特殊な地域を考慮しても、なお従来の場外施設とは一線を画した大都市に適合した場外施設、(一例を挙げれば、ごく小規模で、情報提供を伴わない発売・払戻しに特化した、利用者の滞留意を想定しない場外施設)の設置が主催者の責任でより簡便な手続で可能となるものであれば、積極的に活用していくこともあり得る。

(注) 農林水産省は、本特例措置を活用するかしないかにかかわらず、利用者の滞留意を想定しない場外設備を設置することは可能であるとしている。)

#### (兵庫県競馬組合)

兵庫県競馬組合は、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 当組合における平成15年度から17年度の単年度収支は、各年度とも赤字となっており、収支状況に加えて財政調整基金残高も厳しい状況にある。このため、現時点では、自己資金を投資して施設整備等を行う考えはない。なお、収支改善のための方策

として、地方競馬を開催している園田競馬場（尼崎市）及び姫路競馬場（姫路市）の各競馬場本場のファンサービスの改善、他の競馬場におけるレースに係る馬券販売の拡大、JRAウインズ販売対象レースの拡大等に加えて、インターネット販売の実施及び民間場外設備の開設を検討している。

- ② 5窓規模の場外設備を設置する場合であっても、単に販売等のための機械を置くだけであれば電話投票と何ら変わることがないため、集客力向上のためには、それ以外にオッズの周知設備等も設ける必要があると考える。しかし、これらの機械類のみの初期投資額だけでも1億円は超えると予想しており（上記機械は1台1千万円以上であり、コンピューターとの連結装置も必要となる。）、5台程度の規模では採算を取ることが難しい。

（注）兵庫県競馬組合は、北海道においては小規模馬券売場を多数設置し、収益を上げているとの情報も得ており、採算が取れるかどうか、今後検討したいとしている。

なお、本特例措置が認められる施設規模の要件として、窓口数5以内で最大滞り者100人以内のものとされているが、レース間の空き時間を30分とし、1分当たり2人の投票が可能であるとする、5台では300人（2人×30分×5台）の滞り者が出ると算出されるため、最大滞り者数100人以内ではせいぜい3台程度しか置けないことから、本特例措置の当該要件は現実的でないとする。

- ③ 本特例措置においても、これまでと同様に、警察・消防への対応等を含めた地域社会との調整が必要とされているので、本特例措置を活用する予定はない。

なお、酒場及び駅構内等の特定事業者の施設（区画化した特定施設内に滞り者が収容できるもの）で勝馬投票券を販売する場合は、警察、地元等との調整を必要としないこととしてほしい。

#### （福山市）

福山市は、平成18年度の大幅な経費削減によってようやく赤字から脱却した状況で、17年度末の赤字額が約21億900万円あり、現状では既設の場外設備の存続も危うい状況にあることから、新たに場外設備を設置する余裕はなく、本件特例措置を活用する予定はないとしている。

#### （高知県競馬組合）

高知県競馬組合は、経営改善の一環として、平成16年9月に徳島県板野郡藍住町に場外設備「パルス藍住」を設置したが、当該場外設備の平成17年度の売得金額は、見込額の20億円を大幅に下回る約13億円で、経営改善に結びつかなかった経緯があり、場外設置は採算が取れないとする意見を有している。このため、新規の場外設備を設置する考えはなく、本特例措置を活用する予定はないとしている。

#### （佐賀県競馬組合）

佐賀県競馬組合は、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 本特例措置を活用して、福岡都市圏に新規場外設備を開設したいとの希望はあるが、本特例措置においても、地域社会との調整が必要とされている。佐賀県競馬組合が平成14年度及び17年度に福岡市において新規場外設備を計画した際に、地域住民

の反対によって断念した経緯を考えると、福岡都市圏における場外設備の設置は、地域の同意が得られにくいことから、困難であると考えられる。

- ② 周辺住民の反対等が比較的少ない地域（地方都市）についても、特例措置が規定している規模（窓口（払戻しを含む。）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること。）では、採算が取れるかどうか危惧している。

また、全国15の地方競馬主催者のうち、愛知県競馬組合及び上記8主催者を除いた6主催者に対して、本特例措置の活用予定の有無について電話で聴取した結果、いずれも活用を予定していないとしており、その主な理由は下表のとおりである。

表2 6 地方競馬主催者への聴取結果

本特例措置の活用を予定していない理由	延べ回答数
本特例措置により、場外設備の設置については、現行の農林水産大臣による承認から、事実上、都道府県知事の確認で済むこととなったが、地域社会との調整については、現行と同様に必要であり、特例措置の活用以前に、地域社会との調整が難しい。	2
小規模の場外設備で採算が取れるかどうか危惧している。	2
経営状況が悪化しており、存続も含めて今後の競馬の在り方を検討していることから、新規の場外設備の設置を検討できる状況にない。	1
勝馬投票券の発売については、場外設備における発売よりも、電話投票等の在宅投票に重点を移行していく考えであるため、新規の場外設備の設置は検討していない。	1
その他（検討していないので分からない。）	1
計	7

#### 【地方競馬全国協会】

当該協会は、場外設備を新たに設置するに当たって、手続に一番時間を要するのは、地域社会（市区村長・周辺住民）との調整であるが、本特例措置においても、この地域社会との調整は必要とされており、本特例措置を活用する以前に、主催者は地域社会との調整が難しいと考えているのではないかとしている。

#### （2）各地方競馬主催者の収支状況

今回調査した8競馬主催者における平成15年度から17年度の単年度収支をみると、表3のとおり、ほとんどの地方競馬主催者が赤字となっており、厳しい経営状況となっている。

表3 各地方競馬主催者の単年度収支（平成15年度～17年度）（単位：千円）

地方競馬主催者	平成15年度	16年度	17年度
北海道	▲1,337,125	▲1,385,813	▲1,494,973
岩手県競馬組合	▲3,922,019	▲3,822,593	▲3,827,996
埼玉県浦和競馬組合	182,965	▲417,650	539,592
特別区競馬組合	▲736,636	▲3,974,148	▲440,894
兵庫県競馬組合	▲207,121	▲829,283	▲468,119
福山市	▲455,223	▲939,080	51,747
高知県競馬組合	75,630	▲117,476	▲43,229
佐賀県競馬組合	▲262,847	▲501,303	▲635,021

（注）農林水産省の資料による。

# 調査結果の概要

特例措置 1218「地域特性に応じた道路標識設置事業」

(平成 18 年 10 月末現在の特区としての実施数：1)

## < 現行規制の概要 >

案内標識及び警戒標識の標識板及び文字の寸法については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」において寸法が図示されているものは図示の寸法を基準とされている。

また、高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、寸法が図示されていない文字については、道路の設計速度に応じ定められている文字の大きさの基準による。ただし、必要がある場合にあっては、一定の割合に拡大することができる。

## < 特例措置の概要 >

特区において、地方公共団体が地域特性により案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めた場合、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする。

## < 調査対象及び調査方法 >

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体（認定申請主体）の金沢市、上記照会により本特例措置の活用見込みの情報が得られた 2 市町のほか、景観保護に積極的に取り組んでいる 13 市町村を实地に調査

## < 実施が低調な主な原因・理由等 >

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、調査した地方公共団体は、次のことを挙げている。
  - ① 住民からの要望等が無いことや、良好な都市景観の形成のためには道路標識の縮小のみでは効果が無い又は効果が限定的であると考えていること。
  - ② 道路標識を縮小すると視認性が損なわれ、安全面に懸念があること。
  - ③ 縮小した道路標識を設置するには、設置コストを要することや道路管理者との調整に多大な労力を要すること。

## 特例措置調査結果（1218）

特例措置番号		1218
特例措置名		地域特性に応じた道路標識設置事業
現行規制の概要 (関係法令等の名称及び条項)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第二に寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。 (道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二備考一(二)1)</li> <li>・ 高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、方面及び方向を表示するもの等の文字の大きさについて、道路の設計速度に応じ基準を定める。ただし、必要がある場合にあっては、一定の割合に拡大することができる。 (同別表第二備考一(五)2)</li> </ul>
特例措置の概要		<p>特区において、地方公共団体が地域特性により案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めた場合、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする。</p>
提案主体		金沢市
特例措置に係る 特区の認定状況		1件
調査対象 機関	規制所管省庁	国土交通省
	提案主体	金沢市
	認定申請主体	金沢市（周辺環境に調和した道路標識金沢特区）
	ニーズ調査	地方公共団体 62（うち電話等による概況調査 47）
	その他	—
調査結果		
<p><b>1 特例措置の適用等の状況（平成18年10月末現在）</b></p> <p>本特例措置に係る提案は1件（金沢市）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は1件（金沢市）である。</p>		
<p><b>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</b></p> <p><b>(1) 認定申請を行った背景事情、経緯等</b></p> <p>金沢市は、白山山系等の豊かな自然や地形に恵まれるとともに、藩政時代には百万石の城下町として発展を遂げ、今もなお、武家屋敷や寺社など、その当時の街並みが残されている。このような背景の下で、同市は、「美しいまちづくり」を行政施策の柱の一つとして掲げ、自然や歴史・文化の保存、新しい都市空間の創造に向けて様々な取組を行うため、景観に関する数多くの条例を制定し、平成17年3月には、幹線道路の沿道</p>		

の景観を整えることを目的として「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」を制定した。同条例は、美しく魅力ある沿道景観を形成するため、沿道の建築物や工作物、広告物に加えて、道路空間に存在する道路施設や占有物も対象としている。

一方、より魅力的な沿道景観を形成するには、沿道景観に大きく影響を及ぼす道路標識の標識板の寸法や柱の色彩等について、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）の標示板の寸法などに関する規定を柔軟に運用し、周辺環境と調和させることが必要であるとの判断に至った。

このため、金沢市は、特区に関する第7次提案募集（受付期間：平成17年6月1日から30日）において、交通の安全と円滑が確保されていることを前提に、道路標識の表示機能に影響を及ぼさない範囲内において寸法や柱の色彩等を周辺環境に調和して柔軟に運用できるよう、以下①から③の特例措置の提案を行った。

#### ① 道路標識の寸法

道路標識のうち、規制標識と指示標識については、特別の必要がある場合、規定の寸法の2分の1まで縮小できるとされているが、この対象を道路標識全般に拡大する。

また、「特別な必要がある場合」を、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として地域特性及び地域事情に応じて変更可能とする。

#### ② 柱の色彩

柱の色彩については、「原則として、白色又は灰色」とされているが、地域の特性に応じて適切な色彩を選定できるとする。

#### ③ 背板の色彩及び形状並びに標識の裏面の色彩

背板の色彩及び形状については、色彩は「白色又は灰色」、形状は「正方形又は長方形」とされているが、地域の特性に応じて適切な色彩及び形状を選定できるとする。また、標識の裏面の色彩についても、同様とする。

これらの提案のうち、道路標識の寸法に係る規制については、案内標識及び警戒標識に関して寸法や文字の大きさを2分の1まで縮小することが可能となる特例措置が認められた。

この結果を受けて、金沢市は、特区計画の第10回認定申請（受付期間：平成18年1月23日から2月1日）において、本特例措置を活用した特区計画「周辺環境に調和した道路標識金沢特区」の認定申請を行い、平成18年3月31日に認定を受けた。

### （2）実施されている事業の内容等

金沢市においては、地域特性に応じた道路標識設置事業の円滑な実施を図るため、学識経験者、事業者、道路管理者等で構成する道路標識金沢特区・標識検討委員会（構成：委員会14名、ワーキンググループ9名。以下「検討委員会」という。）が設置されており、検討委員会の事務局は金沢市が務めている。事務局である金沢市（以下、本項目では単に「金沢市」という。）は、今後、検討委員会の検討結果や縮小した道路標識の実証実験等を踏まえ、平成19年度から当該事業の実施を図っていきたいとしている。

現時点における検討委員会の活動状況、縮小した道路標識の設置予定場所等の計画案

等は、以下のとおりである。

#### ア 道路標識金沢特区・標識検討委員会の活動状況等

検討委員会は、平成 18 年 7 月に設置され、学識経験者（大学教授等）や道路管理者等（国土交通省北陸地方整備局、石川県、石川県警察本部、金沢市）のほか、事業者（（社）石川県交通安全施設業協会、石川県高齢者交通安全推進協議会）、利害関係者（明日の金沢の交通を考える市民会議、金沢観光ボランティアガイド「まいどさん」）で構成されている。

検討委員会は、平成 18 年 10 月までに、ワーキンググループ及び本委員会がそれぞれ 2 回ずつ開催された。

第 1 回会合においては、道路標識の設置状況や視認実験（原寸大の道路標識と縮小した道路標識の写真の比較及びアンケート調査）案の検討等を行った。また、第 2 回会合においては、視認実験結果の検証や社会実験（市内の 2 か所の道路標識を縮小して実施）案の検討等が行われた。さらに、平成 19 年 2 月開催予定の第 3 回会合においては、社会実験結果の検証、本特区に係る基本方針の策定等について検討を行うこととしている。

#### （ア） 視認実験

金沢市は、平成 18 年 8 月及び 9 月、表 1 のとおり、原寸大の道路標識が設置されている景色の写真と、3 分の 1、2 分の 1 及び 3 分の 2 にそれぞれ縮小した道路標識が設置されている景色の写真を展示し、これらの写真に関する道路利用者の意見収集を行う視認実験を実施した。

意見収集に当たっては、i) 案内標識の寸法変更の是非、ii) 良いと思う文字寸法（3 つの縮小案を提示）について、最も見やすく、景観に調和していると思われる案を選択するアンケート方式を採っている。

表 1 視認実験の概要

実施日	平成 18 年 8 月 12 日（土）	平成 18 年 9 月 1 日（金）～
会場	道路まつり会場	ひがし茶屋休憩館及び長町休憩館
概要	一般市民を対象として、実験ブースにおいて以下の実験を行ってアンケート調査を実施 ・ フォトモニタージュ視認（静止画像パネル） ・ 縮小ミニチュアの視認（静止画像） ・ パソコンによる動画視認	観光客を対象として、縮小フォトモニタージュパネルの展示とアンケート調査を実施
アンケートの回収数	425 件	254 件（10 月 1 日現在）

（注）金沢市の提出資料を基に当局が作成した。

上記アンケート調査の結果（合算）をみると、表2のとおり、回答者の約56パーセントが案内標識の寸法を縮小すべきとした。また、その縮小寸法については、約74パーセントの回答者が、現行の文字寸法（30センチメートル×30センチメートル）の3分の2の大きさである「20センチメートル」への縮小が適当としている。

この実験結果により、金沢市では、道路標識縮小の社会実験に向けて過半数の支持が得られ、文字寸法は20センチメートルが支持されたと受け止めている。

表2 視認実験によるアンケート調査結果

アンケートの質問	案内標識の寸法の変更についてどう思うか？	次の3つの中で、どの文字寸法が良いと思うか？
アンケートの結果	① 案内標識寸法を縮小すべき 372人（55.8%） ② 文字寸法は変更すべきでない 295人（44.2%） 合計 667人 100%	① 文字寸法 20cm 315人（74.1%） ② 文字寸法 15cm 94人（22.1%） ③ 文字寸法 10cm 16人（3.8%） 合計 425人 100%

（注）金沢市の提出資料を基に当局が作成した。

#### （イ） 社会実験の実施

金沢市は、平成18年11月末日から、市内2か所において、実際に縮小した道路標識を設置する社会実験を実施することとしている。また、縮小した道路標識に関する市民等からの意見結果等も踏まえた上で、本特区に係る基本方針の策定を行う予定であるとしている。

#### イ 縮小した道路標識の設置計画案

縮小した道路標識の設置予定場所等に関しては、今後検討委員会で決定していくこととなるが、現段階の金沢市の計画案等は、次のとおりである。

##### ① 設置予定場所及び数量

縮小した道路標識の設置場所としては、「金沢市都市景観形成基本計画」、「金沢世界都市構想」等においてシンボル景観区域に位置付けられ、市内でも特に景観への配慮が求められる地域である兼六園周辺を予定している。

具体的な設置場所としては、表3のとおり、兼六園周辺3箇所の交差点において、兼六園、金沢城址及び周辺の自然景観に影響を与えていると考えられる11基の案内標識（石川県管理分：6基、金沢市管理分：5基）について検討している。

表 3 縮小した道路標識の設置予定場所及び数量

設置場所	石川県道	金沢市道	合 計
① 広坂交差点	2 基	2 基	4 基
② 兼六園下交差点	3 基	2 基	5 基
③ 兼六坂上交差点	1 基	1 基	2 基
合計 3 箇所	6 基	5 基	11 基

(注) 金沢市の提出資料を基に当局が作成した。

② 設置方法

金沢市は、予算の制約があるので、既存の標識の取替えは順次行っていくことになるのではないかとしているが、具体的には確定していない。

なお、同市としては、現在、縮小を検討している兼六園及び金沢城址周辺の標識について、平成 19 年度から順次取り替える方向で各道路管理者（石川県及び金沢市）と調整を行っていききたいとしている。

(参考) 規制標識及び指示標識の縮小

規制標識及び指示標識については、現行の規定により、特別の必要がある場合は 2 分の 1 まで縮小できるとされている。金沢市においては、既に縮小した標識の設置が必要と思われる市内の数か所（例：ひがし茶屋街、堅町等。設置数は不明）に、3 分の 2 のサイズに縮小された規制標識及び指示標識が設置されているとしている。

ウ 縮小した道路標識への取替え等に要するコストの試算等

金沢市は、既存の道路標識を縮小した標識に取り替える場合には、既存標識の撤去や新標識の設置等に係る費用が生じることとなるが、既存標識の基礎部分を利用したり、撤去した支柱を再利用したりすること等によって費用を節減できると見込んでいる。

また、仮に道路標識が設置されていない箇所に新規に標識を設置する場合には、設置費用は標識の種類、表示の内容、設置箇所等により異なるものの、例えば、上記ア（イ）の社会実験では、設置費用が約 300 万円の案内標識（文字の寸法 30 センチメートル）の代わりに寸法を 3 分の 2（文字の寸法 20 センチメートル）に縮小した標識を使用する予定となっているが、その費用は約 200 万円になるのではないかと試算している。

設置費用の負担については、各道路管理者（石川県と金沢市）においてそれぞれ負担するものと理解しているが、今後、更に調整を図っていききたいとしている。

(3) 要件・手続等に関する意見等

本特例措置に関する要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとの意見は聞かれなかった。

### 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況

該当なし。

### 4 その他の地方公共団体におけるニーズに関する調査結果の概要

全都道府県（特区窓口）への電話等による照会の結果、栃木県日光市及び長野県下諏訪町において、本特例措置の活用の見込みがあるとの回答があった。

このため、上記2市町と景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づく景観計画を策定予定であるなど景観保護に積極的に取り組んでいる13市町村の計15市町村を選定し、本特例措置の活用予定の有無等について実地に調査を行った。

その結果、10市町村においては、次のとおり、道路標識を縮小する必要性を感じていないこと、安全面に懸念があると考えていること等から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

一方、5市町村においては、現在、具体的な計画はないものの、景観計画の策定作業等の中で道路標識の縮小についても検討したいとしているなど、今後、本特例措置を活用する可能性はあるとしている。

- ① 市民等から、景観保護のために道路標識の寸法の縮小を求める要望や苦情はなく、道路標識が景観を阻害しているとは考えていない。
- ② 道路標識が景観を阻害することもあると思われるが、道路標識の数を減らすことで対応することを考えており、道路標識の縮小は考えていない。
- ③ 都市景観は、景観を構成する周辺ビルの外壁の彩色、看板等を総合的に改善しなければ向上しないものと考えている。本特例措置によって都市景観を構成するパーツの1つにすぎない道路標識のみを改善しても、景観全体に与える効果は限定的であり、特区申請の事務を負担してまで本特例措置を活用する考えはない。
- ④ 道路標識の寸法を縮小すると、道路標識の視認性が損なわれ、交通事故が増加するなど安全面に懸念があることから、現状の規格が適当と考えている。
- ⑤ 財政上の観点から、寸法を縮小した道路標識の予算措置をすることは困難である。また、道路管理者が異なる場合は、当該道路の管理者それぞれに対して縮小した道路標識の設置を求める必要があることから、関係機関との調整に多大な労力を要することが考えられる。

なお、地方公共団体及び民間事業者等の個別の意見等については、別記のとおりである。

### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、調査した地方公共団体は、次のことを挙げている。

- ① 住民からの要望等が無いことや、良好な都市景観の形成のためには道路標識の縮小のみでは効果が無い又は効果が限定的であると考えていること。
- ② 道路標識を縮小すると視認性が損なわれ、安全面に懸念があること。
- ③ 縮小した道路標識を設置するには、設置コストを要することや道路管理者との調整に多大な労力を要すること。

ただし、地方公共団体の中は、今後、景観整備を進める中で本特例措置の活用の可能性はあるとしているところもみられた。

## 《別記》地方公共団体におけるニーズに関する意見等

本特例措置のニーズに関して、15市町村を実地に調査した。

その結果、函館市等5市町村は、今後、景観整備を進める中で本特例措置の活用の可能性はあるとしている。残りの10市町村は、道路標識を縮小する必要性を感じていないこと、安全面に懸念があると考えていること等の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

### (1) 現時点では本特例措置の活用予定がないが、今後、活用の可能性があるとする地方公共団体（5市町村）

#### (北海道函館市)

函館市は、同市の西部地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されていることから、これまで、歴史的な景観に配慮した町並み形成を図ってきた。現在、国、北海道及び函館市の3者並びに大学教授等からなる「函館市観光案内標識整備協議会」を設置し、今後、函館市内全域における道路標識等について協議を行う予定である。

今後、同協議会において本特例措置の活用を含めた協議を行うこととしていることから、今後、本特例措置を活用する可能性はある。

#### (栃木県日光市)

日光市は、本特例措置の利用については以下の課題があると思われるが、今後、本特例措置を活用する可能性はあるとしている。

なお、日光市においては、平成18年3月の合併前の日光市を対象とした日光市景観計画を平成19年度末までに策定することを目指している。同計画の策定については、大学教授等の有識者、国、栃木県及び日光市によって構成される日光市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）が検討を行っており、道路標識に関しては、委員会において、市内の2、3か所の案内標識（いずれも設置者である道路管理者は栃木県）について、景観を阻害しているため、移設等ができないかという意見が出ている。

- ① 標識の縮小については、障害者、高齢者及び外国人等にも見えやすくするユニバーサルデザインの考え方との調和が問題となる。
- ② 本特例措置においては、交通の安全と円滑が確保されることが必要とされているが、その証明を行うことは難しい。
- ③ 委員会が移設等を検討している標識は、栃木県管理の国道又は県道にあるため、標識の設置者である栃木県が、設置費用の負担を考えると、縮小した標識の設置に応じるか不明である。

日光市は、委員の多数は本特例措置について承知していないと考えられるため、今後、委員に対して本特例措置を紹介し、委員会において本特例措置の活用も含めて道路標識の在り方を検討する予定であることから、活用する可能性はあるとしている。

#### (長野県下諏訪町)

下諏訪町においては、平成17年度から10か年計画で、諏訪大社下社秋宮前の参道である「大社通り」を中心とした区域を対象に、家並み、看板、道路及び案内標識等を整

備する「街なみ環境整備事業」を実施している。本事業は、平成 19 年度以降に具体的な内容について検討を行う予定となっているが、17 年度に実施された町と区域内の住民との景観等に関する合同調査において、住民から、景観の観点から大社通りの 3 つの案内標識を縮小できないかという意見が寄せられている。このため、下諏訪町は、当該事業の内容を検討する過程において、本特例措置についても検討を行い、活用する可能性はあるとしている。

(岡山県倉敷市)

倉敷市は、現状では重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺において道路案内標識が歴史的景観を阻害している状況はみられないが、現在、景観法第 8 条に基づく「景観計画」を平成 19 年度中の告示を目指して策定予定であり、当該計画の策定作業の中で公共物についての規制・誘導の在り方を検討することとしている。このため、同市は、道路標識に関する特例措置についても、この計画の策定作業に併せて市民の評価を聞くなどして認定申請の可能性を検討したいとしている。

(山口県萩市)

萩市では、本特例措置が認定された際に、市の建設部内で認定申請について検討している。その結果、地理に不案内な市外から車で訪れる観光客に対し、必要箇所に案内標識を設置して、主要な観光施設である史跡や保存区域を的確に案内することが重要で、標識の大きさを縮小すると分かりづらくなるのではないかとする意見があったため、認定申請をするには至らなかった経緯がある。同市は、現在、景観法に基づく景観計画の策定に向けて準備作業を進めており、今後、景観計画において公共物についての取扱いを検討する中で本特例措置の認定申請についても再度検討の対象となる可能性はあるとしている。

(2) 本特例措置の活用予定はないとする地方公共団体 (10 市町村)

(北海道小樽市)

小樽市は、平成 4 年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定して、景観形成に配慮したまちづくりを行ってきているが、道路標識が景観を阻害するものと捉えてこなかった。また、本特例措置に対する認識及び関心は薄く、むしろ分かりやすい観光案内標識等の整備を進めている段階であるので、現時点では本特例措置を活用する予定はないとしている。

しかし、都市景観の形成は極めて重要であると考えてるので、金沢市の取組状況など本特例措置を活用した他都市の特区の状況をみながら、活用するかどうか必要な検討を行っていききたいとしている。

(青森県弘前市)

弘前市は、市内の各所にある歴史的遺産及び市の西方にある霊峰「岩木山」の眺望に配慮する観点から、平成 6 年に都市景観条例を制定し、景観に配慮した街づくりを行っている。弘前市は、道路標識についても、国及び青森県と連携し、景観に配慮した整備を図ってきているが、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 道路標識が必要以上に設置され、その結果、景観を阻害していると考えているが、道路標識の数そのものを減らすことで対応することが必要と考えているため、道路標識の寸法を縮小することは考えていない。
- ② 道路標識については、表示内容が正確で、見やすく、分かりやすいものであることが重要と考えている。そのため、道路標識の寸法は現行の規格が基本であり、寸法を縮小すると道路標識の見やすさが損なわれ、安全面に懸念がある。
- ③ 市民や観光客から、景観保護のために道路標識の寸法を縮小するよう求める要望や苦情はない。市民等からの要望等がないにもかかわらず、寸法を縮小した道路標識に替える費用（1基あたり100万円～300万円）の予算措置をすることは困難である。

（青森県黒石市）

黒石市には、中心市街地に、江戸時代の商人町のたたずまいを残す長さ約300メートルの「こみせ通り」が現存している。「こみせ通り」の両側には、江戸時代に建築された「高橋家住宅」（重要文化財）を始めとする歴史的建造物が立ち並び、平成17年7月に「黒石市中町伝統的建造物群保存地区」に指定されているが、同市は、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 重要伝統的建造物群保存地区に指定されている「こみせ通り」を含む中心市街地には、道路標識が8基設置（設置者である道路管理者は青森県及び黒石市）されているが、道路標識が景観を阻害しているとは考えていない。
- ② 道路標識の寸法を縮小することにより、例えば、表示板を見ようとしたドライバーが急にスピードダウンし、後続車が追突するなど、事故を招くおそれがあり、安全面に懸念がある。

（京都市）

京都市は、以下の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 案内標識は、毎年、新設した道路や市民から危険性が高いとして設置要望の多い場所を中心に新設している。設置予定道路の設計速度はほとんどの場合が時速40キロメートルから50キロメートルであることから、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定められている文字の大きさ（20センチメートル）の標識を設置しているが、案内標識の縮小について市民からの要望はなく、また、都市景観担当からも縮小要望はない。
- ② 他府県のドライバーから案内標識が見えにくいとの苦情等が寄せられているため、今後、新設又は改修する案内標識については、原則として文字の大きさを従来の20センチメートルより大きい30センチメートルにする方針である。
- ③ 都市景観は、景観を構成する周辺ビルの外壁の彩色、看板等を総合的に改善しなければ向上しないものと考えており、本特例措置によって都市景観を構成するパーツの1つにすぎない案内標識のみを改善しても、景観全体に与える効果は限定的であり、特区申請の事務を負担してまで本特例措置を活用する考えはない。

（奈良市）

奈良市は、以下の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 市財政の悪化から、平成 16 年度以降は標識新設を行わない方針であり、また、案内標識は、市内の主要な交差点等に設置していることから、交通安全確保のためには、見る者が認識しやすくするため、ある程度目立つ物にしなればならず、現状の規格の大きさは必要と考えている。
- ② 市内の幹線道路（道路管理者は国又は奈良県）の道路標識の中には、必要性が乏しく都市景観上好ましい状態にあるとはいえないものが含まれているとの認識は持っているが、都市景観の向上のためには、個々の標識の規格よりも設置箇所の多さが問題であり、道路標識の縮小については市民からの要望もなく検討の必要性を感じていない。また、規格変更には経費も伴うことから、市民、議会等から市への要請等がないと道路管理者等との調整が図り難い。

（愛媛県大洲市）

大洲市は、市の中心部の肱南地区（95.5ヘクタール）に、大洲城及び明治・大正期の商家の町並みがあるが、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 肱南地区には道路標識（案内標識及び警戒標識）が多数設置されているものの、これらの道路標識が町並みや景観を阻害しているとは考えていない。住民から苦情や要望等もないことから、本特例措置の活用について住民のコンセンサスを得ることが難しい。
- ② 景観に配慮した道路標識を設置するメリットと、案内標識の文字の寸法を縮小した場合の安全面でのデメリットを比較考量すると、道路標識を縮小したことによって交通事故等が増えるということが予想され、デメリットの方が大きいと考えられる。したがって、リスク管理の観点から考えて本特例措置を活用することは難しい。
- ③ 道路標識の設置に当たっては、多額のコストがかかることから、国道・県道の道路管理者に理解を求める必要があり、調整に多大な労力を要すると考えられる。それよりも、広告物の乱立防止策等の町並みの保存・整備のために優先すべき課題がある。

（愛媛県内子町）

内子町は、町内の八日市・護国地区（製蠟町：面積は3.5ヘクタール）が、昭和57年4月、重要伝統的建造物群保存地区の指定を受け、町並みの保存・整備を進めてきているが、以下の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 重要伝統的建造物群保存地区（周辺部分を含む。）には、道路標識（案内標識）が3本設置されているが、これらの道路標識の大きさが、町並みの景観を阻害しているとは考えていない。
- ② 現行の基準の寸法と異なる道路標識を設置するということになると、規定の設置コストよりさらにコストがかかると予想される。町の財政状況から考えて本特例措置の活用は難しい。

（福岡市）

福岡市は、都市部の景観形成のために道路案内標識の寸法を縮小する必要性は乏しく、本特例措置を活用する予定はないとしている。

(長崎県雲仙市)

雲仙市では、市町村合併前の旧国見町の「<sup>こうじろ</sup>神代<sup>くわじ</sup>小路」の重要伝統的建造物群保存地区の選定が平成 17 年 7 月に行われているが、同年 10 月に旧国見町を含む旧 7 町による市町村合併があり、また、その後 18 年 7 月に組織再編が行われて、まちづくり課が設置されたばかりである。したがって、同市は、まちづくりの基本計画が定まっていない現状であることから、本特例措置を活用する予定はないとしている。

(大分県日田市)

日田市では、平成 19 年度に景観法第 8 条の規定に基づく景観計画の策定に向けた取り組む意向を持っており、都市形成地区及び重要伝統的建造物群保存地区に選定された豆田地区周辺の県道及び市道に設置されている道路標識については、形状、大きさ、文字の表記等が統一されていないことから、その統一を図る必要性があるとの意向を持っている。

しかし、日田市は、道路標識の寸法等の縮小については、同市だけで判断することはできず、県道の道路管理者との協議、地域住民からの意見聴取のほか、「日田市都市景観の形成等に関する条例」及び「日田市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づいて設置されている各審議会に諮る必要があることから、審議会による審議等を経ていない現段階において、本特例措置を活用する予定はないとしている。

# 調査結果の概要

特例措置 1219「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」

(平成 18 年 10 月末現在の特区としての実施数：1)

## < 現行規制の概要 >

自動車の構造については、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）において、その基準が定められているが、地方運輸局長の認定によって、分割可能な貨物を運搬する車両については、特例 8 車種に限り、車両総重量及び軸重の基準の緩和を認めている（車両総重量については 36 トンまで緩和）。

## < 特例措置の概要 >

港湾施設である道路（以下「港湾道路」という。）において、保安基準に適合しない特殊大型車両で貨物（分割可能な貨物を含む。）の運搬を行おうとする場合、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体（自動車の使用者）がその責任において港湾道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること等を地方公共団体が認めた場合は、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。

## < 調査対象及び調査方法 >

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会（ニーズが有るとの回答無し）
- ・ 本特例措置の提案主体の新日本製鐵株式会社君津製鐵所並びに認定申請主体の千葉県及び木更津市を実地に調査
- ・ 保安基準に適合しない特殊大型車両を保有し、港湾に近接した事業所で製品を製造している鉄鋼関係の 10 民間事業者及び 2 港湾管理者を実地に調査

## < 実施が低調な主な原因・理由等 >

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、特殊大型車両を使用して製品を輸送している民間事業者は以下のこと等を挙げており、本特例措置の適用条件に合致する事業者が少ないことが考えられる。
  - ① 製品の輸送は、自社の敷地に接する専用埠頭の利用のみで対応できているため、新たに公共埠頭等を利用する予定はなく、港湾道路を通行する必要がないこと。
  - ② 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないこと。

## < 本特例措置に関する意見 >

- ・ 関係者から、最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないことから、本特例措置の対象範囲について、港湾道路だけでなく当該一般道路の通行も可能となるよう拡大を望む意見があった。

## 特例措置調査結果（1219）

特例措置番号	1219	
特例措置名	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	
現行規制の概要 (関係法令等の名称 及び条項)	<p>自動車の構造については、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）において、その基準が定められているが、保安基準第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。</p> <p>① 長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。（ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。）</p> <p>② 分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量（保安基準第4条、上限36トン）及び軸重（保安基準第4条の2）の緩和を認めている。</p> <p>（道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号））</p>	
特例措置の概要	<p>港湾施設である道路（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。以下、道路法上の道路との区別を行うため「港湾道路」という。）において、保安基準に適合しない特殊な車両で貨物（分割可能な貨物を含む。）の運搬を行おうとする場合、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体（自動車の使用者）が、その責任において、港湾道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること等の要件を満たしていると港湾管理者が判断し地方公共団体が認めて、内閣総理大臣に特区計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。</p>	
提案主体	新日本製鐵株式会社君津製鐵所	
特例措置に係る 特区の認定状況	1件	
調査対象機	規制所管省庁	国土交通省
	提案主体	新日本製鐵株式会社君津製鐵所
	認定申請主体	千葉県、木更津市（木更津港湾物流効率化特区）
	ニーズ調査	地方公共団体 48（うち電話等による概況調査 46）、民間事業者 10
	その他	—

## 調査結果

## 1 特例措置の適用等の状況（平成 18 年 10 月末現在）

本特例措置に係る提案は 1 件（新日本製鐵株式会社君津製鐵所（以下「新日鐵君津」という。））であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は 1 件（千葉県及び木更津市）である。

## 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

## (1) 認定申請を行った経緯等

## ア 提案を行った背景事情

木更津港（重要港湾。港湾管理者：千葉県）は、東京湾の東岸南部に位置し、京葉工業地帯の一翼を担う工業港である。木更津港の公共埠頭には、木更津南部地区に総トン数 3 万トン級の大型貨物船が接岸できる水深 12 メートル及び長さ 240 メートルの岸壁が 1 バース整備されているほか、水深 7.5 メートル及び長さ 130 メートルの岸壁が 2 バース、水深 5.5 メートル及び長さ 90 メートルの岸壁が 4 バース整備されている。

木更津港木更津南部地区公共埠頭の背後地には、新日鐵君津等鉄鋼関連企業が集積しているが、近年、鉄鋼業は、特に中国向けの輸出が好調であり、新日鐵君津は、独自に保有する専用埠頭だけでは出荷ピーク時に対応できない状況が想定された。専用埠頭だけでは対応できない状況が発生すると、出荷調整、荷役作業の遅延及び用船期間の延長等により、多額（億円単位）の追加費用を負担しなければならないこととなる。また、新日鐵君津では、国際競争力の向上を図るために、平成 18 年に工場を新設して自動車用鋼材の増産を行っており、輸出向け埠頭を確保する必要性が高まっていた。このようなことから、新日鐵君津は、専用埠頭だけでなく公共埠頭の利用が必要となっていた。

しかし、公共埠頭の利用に当たっては、港湾道路を通行するため、運行車両は保安基準に基づく規制が適用されることとなる。このため、分割可能な貨物については、車両総重量が 36 トンを超える特殊な大型車両（以下「特殊大型車両」という。）による大ロットでの輸送が行えない。輸送コストがより割高となる小口輸送によらざるを得ず、効率的な輸送が行えないことから、大型貨物船が着岸できる公共埠頭の能力を十分活用できなかった。

このような状況を踏まえ、新日鐵君津では、特区に関する第 7 次提案（受付期間：平成 17 年 6 月 1 日から 30 日）において、鉄鋼製品等の重量物を大ロットで積載することができる専用架台（パレット等）輸送用の自動車については、港湾道路を走行する場合に限って、車両の寸法（長さ、幅、高さ）や重量等に関する保安基準の緩和を求める特例措置の提案を行い、平成 17 年 10 月、提案内容に沿った特例措置が認められた。

## イ 認定申請を行った経緯

木更津港は、京葉工業地帯の一翼を担う工業港であり、千葉県南部地域の経済社会

を支える基盤として重要な役割を果たしている。

しかし、木更津港における取扱貨物量は、平成9年をピークに13年まで減少が続き、アジア、特に中国を中心とした外貿（輸出入）貨物の増加により14年から増加に転じてきているものの、一層の利用促進が課題となっている。特に、木更津港の後背地には鉄鋼関連企業が集積しているものの、平成16年における外貿鉄鋼関連貨物の取扱量は、外貿貨物取扱量の17パーセントにすぎない状況であり、木更津港は港湾の利用促進のために利用者である鉄鋼関連企業のニーズに的確に応えていくことが必要であった。

また、木更津市は、バブル崩壊以降の地価の大幅な下落等により、小売業を中心とした地域経済の空洞化に歯止めがかからない状態が続いており、地域経済の安定化、活性化が課題となっている。このためにも、鉄鋼関連企業が集積している木更津港の特性を生かして、企業の物流活動の効率化と国際競争力の強化を図り、立地企業の経営の安定化及び生産活動の拡大を促すことにより、地域産業の活性化や雇用の確保につなげていくことが重要であった。

このような事情の下で、千葉県及び木更津市は、木更津港の利用促進と企業の物流コストの削減等を図るため、特区計画の第10回認定申請（受付期間：平成18年1月23日から2月1日）において、特殊大型車両（最大積載量約140トンのキャリアパレット車、車両総重量約205トン）による鉄鋼製品の輸送が可能となるよう、本特例措置を利用した特区計画「木更津港湾物流効率化特区」の認定申請を行い、平成18年3月31日に認定を受けている。

特区を実施することにより、本事業の実施主体である新日鐵君津（荷主）及び日鐵物流君津株式会社（運送会社）では、直接的な効果として、①公共埠頭を利用した鉄鋼製品の貿易額の増加、②大ロット化等輸送による鉄鋼製品の輸送コスト削減、③公共埠頭への鉄鋼製品輸送車両の削減によるCO2削減が期待できるとしており、千葉県及び木更津市では、間接的な効果として、立地企業の生産拡大に伴う雇用拡大、新規企業の進出及び公共埠頭の利用増による入港料、接岸料、使用料並びに税収増等が見込まれるとしている。

## （２）実施されている事業の内容等

### ア 関係機関間の調整等

本提案が特例措置として認められたことから、関係機関（関東運輸局、千葉県、千葉県警察本部、木更津市、新日鐵君津等）は、本特例措置を実施するに当たっての要件である交通安全対策や港湾道路の整備、維持管理について協議・調整するための安全対策合同会議を設置し、同会議は平成18年8月に合意している。

また、千葉県及び木更津市では、特殊大型車両が通行する港湾道路の利用者（木更津港運協会、木更津港湾事業協同組合等4組合）に対して、当該特例措置及び特区計画に係る事業内容を説明するとともに、広報誌等により一般市民への周知を行っている。

### イ 事業の進捗状況

本事業の実施主体の一つである日鐵物流君津株式会社は、平成18年8月4日、本

特例措置に基づき、特殊大型車両についての保安基準の緩和を関東運輸局長に申請し、同年8月25日、関東運輸局から緩和の認定を受けている。また、平成18年9月25日に、日鐵物流君津株式会社は、特殊大型車両2台について車両検査を受検し、同年9月26日にナンバープレートを取得している。主な保安基準の緩和の内容は、表1のとおりである。

表1 保安基準と特殊大型車両に係る保安基準の緩和の主な内容

項目		保安基準	緩和の内容
寸法	長さ	12m以下	16.64m
	幅	2.5m以下	4.2m
	高さ	3.8m以下	4.9m
車両総重量		25t以下	約205t

(注) 新日鐵君津の資料に基づき、当局で作成した。

また、特殊大型車両の運行は、平成18年11月末を目標としている。

**(3) 要件・手続等に関する意見等**

本特例措置に関する要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとの意見は聞かれなかった。

**3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況**  
該当なし。

**4 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する調査結果の概要**

今回、全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置の活用を予定している市町村等の有無等について照会した結果、具体的に活用を予定しているところはみられなかった。

このため、保安基準に適合しない特殊大型車両を保有し、港湾に近接した事業所で製品を製造している鉄鋼関係の10民間事業者及び2港湾管理者を実地に調査した。

その結果、いずれの民間事業者も本特例措置を活用する予定はなく、その理由は、表2のとおり、①自社の専用埠頭の利用により港湾道路を通行する必要がないこと、②最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路を通行しなければならないこと等となっている。

表2 本特例措置を活用していない主な理由 (単位：事業者)

① 製品の輸送は、自社の敷地に接する専用埠頭を利用することで十分であり、新たに公共埠頭等を利用する予定はなく、港湾道路を通行する必要がない。	3
② 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路を通行しなければならず、本特例措置の適用条件に合致しない。	4
③ ①及び②の双方	2
④ その他の理由	1
合 計	10

(注) 「その他の理由」には、特殊大型車両を運行するためには、自社及び他社施設の改修等のコストが必要になることや特殊大型車両を使用して港湾道路を運行するための安全対策に不安があること等が挙げられている。

上記表2の②及び③の6事業者うち3事業者から、最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないことから、本特例措置の対象範囲について、港湾道路だけでなく当該一般道路の通行も可能となるよう拡大を望む意見が聞かれた。

なお、地方公共団体及び民間事業者等の個別の意見等については、別記のとおりである。

## 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、特殊大型車両を使用して製品を輸送している民間事業者は以下のこと等を挙げており、本特例措置の適用条件に合致する事業者が少ないことが考えられる。

- ① 製品の輸送は、自社の敷地に接する専用埠頭の利用のみで対応できているため、新たに公共埠頭等を利用する予定はなく、港湾道路を通行する必要がないこと。
- ② 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないこと。

なお、本特例措置によって保安基準では認められていない特殊大型車両を使用できることで、輸送経費を削減できる等のメリットがあると確信できれば、今後、本特例措置の活用について検討していく可能性があるとした事業者もみられた。

関係者から、最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないことから、本特例措置の対象範囲について、港湾道路だけでなく当該一般道路の通行も可能となるよう拡大を望む意見があった。

## 《別記》その他の地方公共団体等におけるニーズに関する意見等

### 【民間事業者】

本特例措置のニーズに関して 10 民間事業者を実地に調査した結果、いずれの事業者も、①港湾道路を通行する必要がないこと、②本特例措置の適用条件に合致しないこと等の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

#### (1) 製品の輸送は、自社の敷地に接する専用埠頭を利用することで十分であり、新たに公共埠頭等を利用する予定はなく、港湾道路を通行する必要がないとしている事業者 (北海道内の事業所 A)

当該事業所は、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

事業所の敷地に隣接して専用埠頭（25 バース）を有している。専用埠頭まで製品等を運ぶための特殊大型車両（長さ：14メートル、積載重量：95トン）を100台以上保有しているが、自社の敷地内における運行となっている。現在の製品の年間生産量は、約150万トンあり、今後、生産量増大しても、現行の輸送設備体制で年間400万トンの生産に対応できると考えていることから、公共埠頭を利用するとは見込まれない。

#### (愛知県内の事業所 B)

当該事業所は、次の理由から、本特例措置の活用について検討していく余地があるとしているものの、原材料の搬入や製品の搬出は、その多くを自社の専用埠頭で行っていることから、現時点では具体的な活用予定はないとしている。

事業所で発生したスクラップは、隣接した公共埠頭から輸送しており、事業所から公共埠頭までは、約600メートルの港湾道路を通行する必要がある。本特例措置を活用して、保安基準では認められていない特殊大型車両を使用できるようになれば、輸送経費を削減できると考えられることから、特殊大型車両の導入費用等も含めた全体的な経費が節減できる等のメリットが確信できれば、今後、本特例措置の活用について検討していく余地はある。

#### (兵庫県内の事業所 C)

当該事業所は、製品輸送のために特殊大型車両を使用しているが、船荷の積み出しは、工場敷地に隣接する自社専用埠頭を利用しており、また、専用埠頭からの積み出しのみで十分な出荷量であることから近接港湾内の公共埠頭の使用は考えておらず、特例措置の活用予定はないとしている。

#### (2) 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路を通行しなければならないとし、本特例措置の適用条件に合致しないとしている事業者

#### (岩手県内の事業所 D)

当該事業所は、本特例措置の活用を検討したものの、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

工場から専用埠頭まで、敷地内の専用道路（私道、約2キロメートル）を使用して年間約120万トンの原材料及び製品を運搬している。専用道路は、途中で国道と交差している

が、東北運輸局から保安基準の緩和を受けて大型輸送用車両（長さ 18 メートル、総重量 28 トン）を使用している。

この大型輸送用車両の国道横断時の現在の制限（長さ 18 メートル、総重量 28 トンまで）を更に緩和する方策として、本特例措置の活用を検討した経緯があるが、当該国道は、港湾道路以外の一般道路であることから、港湾道路に限定される本特例措置は活用できない。

なお、当該事業所は、港湾区域に隣接する国道等を横断する際にも本特例措置が活用できるよう、本特例措置の適用範囲の拡大を希望している。

#### （兵庫県内の事業所 E）

当該事業所は、次の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

事業所の敷地から自社専用埠頭までは、県道を横断しなければ輸送できない位置関係にあり、本特例措置の対象とならない。また、公共埠頭を利用する場合、本特例措置の利用が考えられるが、当該公共埠頭は、自社専用埠頭と比べて港湾荷役料が高いこと等の理由から、特別の事情のない限り利用していない。

当該事業所は、他の事業者と業務提携を行って、同一港湾内にある当該他事業者の専用埠頭から輸出すべく、協議をしている。当該事業所は、その場合、本特例措置を活用して 50～70 トンクラスの積載量の特殊大型車両を使用しての輸送をすれば、物流コストを大きく削減できるとしている。しかし、当該他事業者の専用埠頭までの輸送には、港湾道路以外に国道等を通行しなければならない。このため、同事業者は、自社専用埠頭及び他事業者専用埠頭に通ずる一般道路についても、本特例措置の対象に認めてほしいとの意見を持っている。

#### （広島県内の事業所 F）

当該事業所は、平成 18 年 4 月頃に本特例措置の活用について検討を行ったが、次の理由から、本特例措置の活用は予定していないとしている。

事業所では、月に約 100 万トンの製品を出荷しており、その多くは自社の専用埠頭から船積み又は陸路をトレーラーで仕入先に輸送している。また、自社の専用埠頭による出荷以外に、月間約 4 万トンの製品を公共埠頭から出荷しており、現在、多い日で 1 日に約 3,000 トンの製品を、積載重量 25 トンのセミトレーラーを 15 台から 20 台使用して、事業所の敷地から公共埠頭までピストン輸送させている。

本特例措置は、港湾道路において、特殊大型車両についての保安基準の緩和措置であるが、事業所の敷地から公共埠頭までに県道を通行する必要があることから、本特例措置の活用は検討していない。

当該事業所は、本特例措置について、自社の敷地内において、工場から専用埠頭までの輸送に使用している特殊大型車両（総重量 200 トン、積載重量 140 トン）が公共埠頭までの製品の輸送に利用できれば、輸送の効率的化が図れるとともに、現在使用している積載重量が 25 トンのセミトレーラーをピストン輸送させる必要がなくなり、交通量が大幅に減少して周辺環境の向上にも資することになることから、特例措置の適用範囲を港湾周辺の一般道路まで拡大できるよう措置してほしいとの意見を有している。

(福岡県内の事業所 G)

当該事業所は、現在は、自社の専用埠頭を利用して製品の出荷等を行っており、自社の敷地から公共埠頭を利用する場合には、国道等の港湾道路以外の道路を通行することになることから、本特例措置を活用する予定はないとしている。

### (3) (1) 及び (2) の双方の理由を挙げている事業者

(千葉県内の事業所 H)

当該事業所は、本特例措置について、以下の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

- ① 事業所の平成 17 年度の港湾荷役取扱量は、月平均 44 万トン（年間約 527 万トン）であり、これらはすべて同事業所の専用埠頭から出荷されている。この専用埠頭の出荷能力は、月 70 万トンであり、十分な余裕があることから、隣接する千葉港の公共埠頭を活用する必要性はない。
- ② 本特例措置は、港湾道路における特殊大型車両の運行に関するものであるが、事業所に隣接する公共埠頭を利用するとした場合、国道を通行しなければならないことから、本特例措置の条件に該当しない。

(大分県内の事業所 I)

当該事業所は、製品の約 98 パーセントを自社の専用埠頭から船積みで出荷しており、残りの約 2 パーセントは小口の出荷であることから、10 トンから 20 トンのトレーラーに積載して近くの公共埠頭から定期航路のフェリーを利用して関西方面等に出荷しているが、次の理由から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

- ① 公共埠頭からの出荷は小口のものに限っており、特殊な大型輸送用車両を用いる必要がない。
- ② 自社の敷地から当該公共埠頭までは、港湾道路以外の一般道路を通行する必要があるため、本特例措置の適用外である。

### (4) その他、自社及び他社施設の改修等のコストが必要になること等の理由を挙げている事業者

(兵庫県内の事業所 J)

当該事業所は、製品の約 4 分の 3 は陸上輸送のみ又は自社専用埠頭を利用した輸送を行っており、残りの約 4 分の 1 の製品は工場敷地から港湾道路を通行して公共埠頭から輸出しているものの、次の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

- ① 現在、同事業者の敷地内に限定して、保安基準を超えた 150 トンクラス特殊大型車両を使用しているが、この大型特殊車両を使用して公共埠頭まで輸送するためには、自社工場門や工場から公共埠頭に至るまでの途中にある他社の施設の改修が必要となる。
- ② 特殊大型車両は、時速 20 キロメートルと速度が遅いため、港湾道路を通過する他の車両等に与える影響が大きく、また、当該車両を運行する際の安全対策にも不安がある。
- ③ 特殊大型車両で公共埠頭まで輸送しても、本船への積み込みは、クレーンの能力に限りのことから、必要とする時間は短縮できず、現行のトラックで反復輸送する方法に比べてのコスト面でのメリットがさほど考えられない。

④ 昼間しか利用できない公共埠頭よりも、24 時間利用可能な自社専用埠頭の活用を検討した方がコスト削減のためには有効と考えている。

**(5) 本特例措置の対象範囲を港湾道路以外の道路にまで拡大することを望むとする意見を有している事業者**

(岩手県内の事業所 D)

当該事業所は、港湾区域に隣接する国道等を横断する際にも本特例措置が活用できるよう、本特例措置の適用範囲の拡大を希望している。

(兵庫県内の事業所 E)

業務提携を検討している他事業者の専用埠頭までの輸送には、港湾道路以外に国道等を通行しなければならない。このため、当該事業所は、自社専用埠頭及び他事業者専用埠頭に通ずる公道についても、本特例措置の対象に認めてほしいとの意見を持っている。

(広島県内の事業所 F)

当該事業所は、本特例措置について、自社の敷地内において、工場から専用埠頭までの輸送に使用している特殊大型車両（総重量 200 トン、積載重量 140 トン）が公共埠頭までの製品の輸送に利用できれば、輸送の効率的化が図れるとともに、現在使用している積載重量が 25 トンのセミトレーラーをピストン輸送させる必要がなくなり、交通量が大幅に減少して周辺環境の向上にも資することになることから、特例措置の適用範囲を港湾周辺的一般道路まで拡大できるよう措置してほしいとの意見を有している。

**【港湾管理者】**

(北九州市及び大分県)

北九州港の港湾管理者である北九州市及び大分港の港湾管理者である大分県は、管轄内の港湾施設内又は港湾施設に隣接した場所に事業所のある事業者で、保安基準に規定されている制限を超えた特殊大型車両を保有していて、かつ港湾施設である道路において、当該車両を通行させたいという要望のある事業者は承知していないとしており、また、事業者から今までに本特例措置の認定申請の要望を受けたことはないとしている。